

国九整用企第22号

令和7年5月16日

国土交通大臣 中野 洋 昌 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

(公印省略)

事業認定申請書

土地収用法第16条及び同法第138条第1項において準用する同法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

3 起 業 地

(1) 土 地

イ 収用の部分

くまもと くま さがら 大字 ようらひがし ふじた やまて あらせ
熊本県球磨郡相良村 大字四浦 東字藤田、字山手及び字荒瀬並びに

ようらにし どうざこ のはら こひら なかのはる
大字四浦西字堂迫、字野原、字小平、字中ノ原、

しいばみち よこい
字椎葉道及び字横井地内

くまもと くま いつき こう の の わき こはま はまの きたせめ じょうのこし
熊本県球磨郡五木村甲字野々脇、字小濱、字濱野、字北瀬目、字 状 越、

ぐうめき おおひら さんぼうたに つるち つじ うちあげ しもたに
字宮目木、字太平、字三方谷、字鶴地、字辻、字打揚、字下谷、

いたぎ しもで たぐち まつもと みぞんぐち つづら せ
字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字九折瀬

つる へい ふるかなごう かなごう せいらく ふたまた どうざん
及び字鶴、丙字古金川、字金川、字清楽、字二俣、字銅山、

さかせごう こばえ いけん つる なかんしま つ て びら
字逆瀬川、字小八重、字池ノ鶴、字中島及び字土会平

おつ したこづる くりょう だいかく おぎの かけさこ
並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、字扇野、字掛迫、

たかんづる たかの しいば
字高野鶴、字高野及び字椎葉地内

ロ 使用の部分

な し

(2) 漁 業 権

イ 収用の部分

[一級河川球磨川水系川辺川]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらひがし} 四浦 ^{あらせ} 東字荒瀬地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{どうご} 堂迫地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらひがし} 四浦 ^{ふじた} 東字藤田地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{のほら} 野原地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{のほら} 野原地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{どうご} 堂迫地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{のほら} 野原地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{どうご} 堂迫地内	まで

ロ 使用の部分

[一級河川球磨川水系川辺川]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらひがし} 四浦 ^{ふじた} 東字藤田地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{のほら} 野原地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨郡五木村甲字 ^{こう} 九折 ^{つづらせ} 瀬地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨郡五木村甲字 ^{こう} 鶴 ^{つる} 地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{のほら} 野原地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{どうご} 堂迫地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{しいばみち} 椎葉道地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{さがら} 球磨郡相良村大字 ^{ようらにし} 四浦西字 ^{なかのほら} 中ノ原地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	
	右岸	熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川宮目木川(葛の八重谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字状越地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村甲字宮目木地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川(逆瀬川谷川)]

下流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内	から
上流	左岸	熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内	
	右岸	熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川三方谷川]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{さんぼうだに} 五木村甲字三方谷地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{さんぼうだに} 五木村甲字三方谷地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{さんぼうだに} 五木村甲字三方谷地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{さんぼうだに} 五木村甲字三方谷地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川左支川板木川(板木谷川)]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{いたぎ} 五木村甲字板木地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{いたぎ} 五木村甲字板木地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{いたぎ} 五木村甲字板木地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{こう} 郡 ^{いたぎ} 五木村甲字板木地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川五木小川]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{へい} 郡 ^{こばえ} 五木村丙字小八重地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{へい} 郡 ^{こばえ} 五木村丙字小八重地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{おつ} 郡 ^{しいば} 五木村乙字椎葉地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{へい} 郡 ^{つてびら} 五木村丙字土会平地内	まで

[一級河川球磨川水系川辺川右支川掛迫川(掛橋谷川)]

下流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{おつ} 郡 ^{かけさこ} 五木村乙字掛迫地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{おつ} 郡 ^{かけさこ} 五木村乙字掛迫地内	から
上流	左岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{おつ} 郡 ^{かけさこ} 五木村乙字掛迫地内	
	右岸	^{くまもと} 熊本 ^{くま} 県 ^{いつき} 球磨 ^{おつ} 郡 ^{かけさこ} 五木村乙字掛迫地内	まで

4 事業の認定を申請する理由

一級河川球磨川水系球磨川（以下「球磨川」という。）は、その源を熊本県球磨郡水上村に位置する銚子笠（標高 1,489m）に発し、免田川、小さで川等の支川を合わせ、その後、川辺川と合流し、さらに山田川、万江川等の支川を合わせつつ人吉盆地をほぼ西に向かって貫流し、さらに流向を北に転じながら山間の狭窄部を流下し、八代平野に出て、前川、南川を分派して八代海に注ぐ、流路延長 115 km、流域面積 1,880 km²の河川である。

また、川辺川は、球磨川の一次支川であり、その源を熊本県と宮崎県との県境に位置する国見岳（標高 1,739m）に発し、梶原川等の支川を合わせつつ南西に流下し、熊本県球磨郡五木村の中心部を貫流した後、さらに南に流下して熊本県球磨郡相良村大字柳瀬地内において球磨川に合流する流路延長 62 km、流域面積 533 km²の河川である。

球磨川水系の流域（以下「球磨川流域」という。）は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の九州南部 3 県にまたがる 4 市 5 町 5 村で形成され、下流部には熊本県内で人口が 2 番目に多い八代市、上流部には球磨地方の主要都市である熊本県人吉市を擁し、沿川には、JR 肥薩線、JR 鹿児島本線（九州新幹線）、九州縦貫自動車道、一般国道 3 号、一般国道 219 号等の基幹交通施設が存するなど、熊本県南部地域における社会・経済・文化の基盤を成している重要な地域である。

しかしながら、球磨川は日本三急流の一つに数えられ、急勾配区間で流れの速くなった洪水が平野部の緩勾配区間に流れ込むため洪水被害が生じやすい地形となっており、さらに、球磨川流域は、年間の平均降水量が日本の年平均降水量と比べて約 1.6 倍の多雨地域であり、その降水量の約 4 割が梅雨期に集中していることから度々洪水に見舞われている。近年でも平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月、平成 18 年 7 月と 3 年連続で洪水被害が生じたほか、令和 2 年 7 月に発生した梅雨前線に伴う豪雨では、死者 65 名（うち、球磨川流域内の死者 50 名）、浸水家屋約 6,280 戸もの甚大な被害が生じている。

このような状況に対処するため、球磨川水系の治水計画としては、平成 19 年 5 月

に策定(令和3年12月変更)された「球磨川水系河川整備基本方針」に沿って、令和4年8月に「球磨川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下「河川整備計画」という。)が策定され、「一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業」(以下「本件事業」という。)は、球磨川水系における洪水調節を目的とした施設の一つとしてこれらに位置づけられている。

本件事業は、国の直轄事業として、川辺川の熊本県球磨郡相良村及び同郡五木村地内に洪水調節を目的とする流水型ダムを建設するものであり、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第2号に該当する事業である。

本件事業の完成により、球磨川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、河川整備計画に定める球磨川上流の基準地点人吉における目標流量 7,600 m^3/s のうち、3,700 m^3/s を調節し、河道への配分流量を 3,900 m^3/s に低減させ、球磨川下流の基準地点横石における目標流量 11,200 m^3/s のうち、3,000 m^3/s を調節し、河道への配分流量を 8,200 m^3/s に低減させることで、球磨川流域の洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与するものである。

本件事業に必要な土地の面積は3,027,000 m^2 であり、昭和56年5月から用地取得の協議を開始し、令和7年4月末現在で事業に必要な面積のうち約96.9%にあたる2,931,792 m^2 については、用地の取得を完了している。

起業者としては、今後とも残りの土地所有者及び関係人について、誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、任意協議による解決が困難な場合には速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

添付書類

- | | | | | |
|-----|--|-----------------|-----|-----------|
| 1 | 事業計画書 | | | 添付書類第 1 号 |
| 2 | 法第 4 条に規定する土地に関する調査 | | | 添付書類第 2 号 |
| 3 | 法第 4 条に規定する土地の管理者の意見書 | | | 添付書類第 3 号 |
| | 照会文（写） 17 通 | 回答文（写） 17 通 | | |
| 4 | 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 | | | 添付書類第 4 号 |
| | 照会文（写） 6 通 | 回答文（写） 6 通 | | |
| 5 | 法第 15 条の 14 の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面 | | | 添付書類第 5 号 |
| 6 | 起業地及び事業計画を表示する図面 | | | |
| (1) | 起業地の位置を表示する図面 | 1 葉 | | 添付図面第 1 号 |
| | (縮尺 25,000 分の 1) | | | |
| (2) | 起業地(土地)、事業計画、法第 4 条地及び法令の規定による制限のある土地を表示する図面 | 5 葉 | | 添付図面第 2 号 |
| | (縮尺 2,500 分の 1) | | | |
| (3) | 起業地(漁業権)を表示する図面 | 5 葉 | | 添付図面第 3 号 |
| | (縮尺 2,500 分の 1) | | | |
| (4) | ダム平面図 | (縮尺 1,000 分の 1) | 1 葉 | 添付図面第 4 号 |
| (5) | ダム標準断面図 | (縮尺 600 分の 1) | 1 葉 | 添付図面第 5 号 |
| (6) | ダム上流面図 | (縮尺 600 分の 1) | 1 葉 | 添付図面第 6 号 |
| (7) | ダム下流面図 | (縮尺 600 分の 1) | 1 葉 | 添付図面第 7 号 |

添付書類第 1 号

事業計画書

1 事業計画の概要

(1) 球磨川水系の概要

一級河川球磨川水系球磨川（以下「球磨川」という。）は、その源を熊本県球磨郡水上村に位置する銚子笠（標高 1,489m）に発し、免田川、小さで川等の支川を合わせ、その後、川辺川と合流し、さらに山田川、万江川等の支川を合わせつつ人吉盆地をほぼ西に向かって貫流し、さらに流向を北に転じながら山間の狭窄部を流下し、八代平野に出て、前川、南川を分派して八代海に注ぐ、流路延長 115 km、流域面積 1,880 km²の河川である。

また、川辺川は、球磨川の一次支川であり、その源を熊本県と宮崎県との県境に位置する国見岳（標高 1,739m）に発し、梶原川等の支川を合わせつつ南西に流下し、熊本県球磨郡五木村の中心部を貫流した後、さらに南に流下して熊本県球磨郡相良村大字柳瀬地内において球磨川に合流する流路延長 62 km、流域面積 533 km²の河川である。

球磨川水系の流域（以下「球磨川流域」という。）は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の九州南部 3 県にまたがる 4 市 5 町 5 村で形成され、下流部には熊本県内で人口が 2 番目に多い八代市、上流部には球磨地方の主要都市である熊本県人吉市を擁し、沿川には、JR 肥薩線、JR 鹿児島本線（九州新幹線）、九州縦貫自動車道、一般国道 3 号、一般国道 219 号等の基幹交通施設が存するなど、熊本県南部地域における社会・経済・文化の基盤を成している重要な地域である。

しかしながら、球磨川は日本三急流の一つに数えられ、急勾配区間で流れの速くなった洪水が平野部の緩勾配区間に流れ込むため洪水被害が生じやすい地形となっており、さらに、球磨川流域は、年間の平均降水量が日本の年平均降水量と比べて約 1.6 倍の多雨地域であり、その降水量の約 4 割が梅雨期に集中していることから度々洪水に見舞われている。近年でも平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月、平成 18 年 7 月と 3 年連続で洪水被害が生じたほか、令和 2 年 7 月に発生した梅雨前線に伴う豪雨では、死者 65 名（うち、球磨川流域内の死者 50 名）、浸水家屋約 6,280 戸もの甚大な被害が生じている。

このような状況に対処するため、球磨川水系の治水計画としては、平成 19 年 5 月に策定(令和 3 年 12 月変更)された「球磨川水系河川整備基本方針」(以下「河川整備基本方針」という。)に沿って、令和 4 年 8 月に「球磨川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下「河川整備計画」という。)が策定され、これらに基づき順次河川改修等が実施されているところである。



【図-1 球磨川水系流域図】

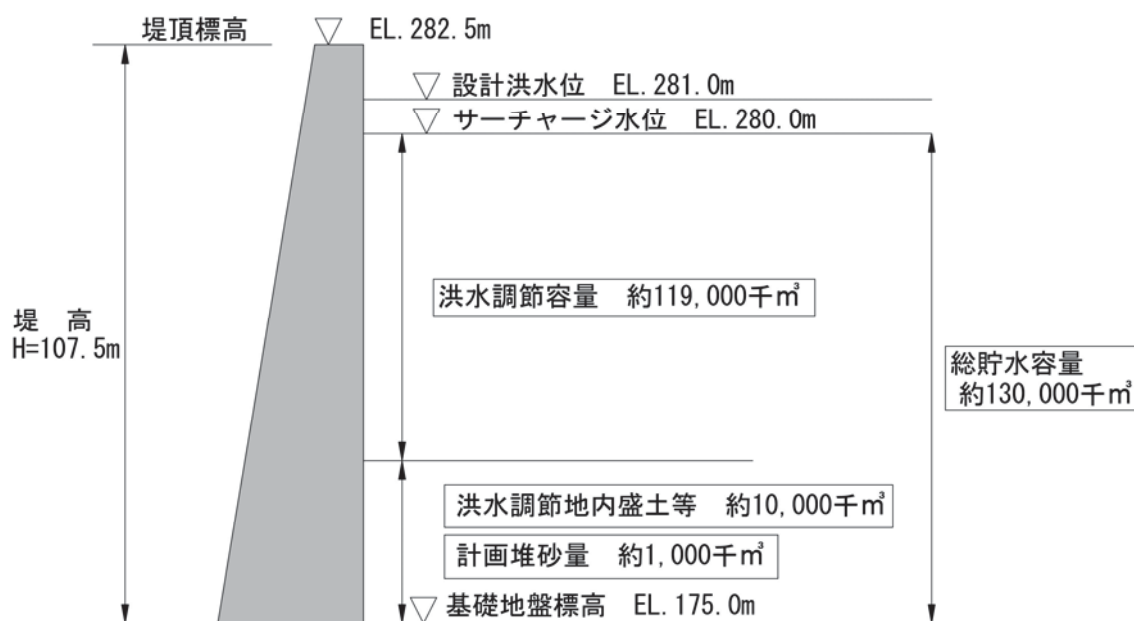
（２）事業計画

今回、事業の認定を申請する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業(以下「本件事業」という。)は、国の直轄事業として、川辺川の熊本県球磨郡相良村及び同郡五木村地内に洪水調節を目的とする流水型ダムを建設する事業である。

本件事業については、事業着手当時は洪水調節、流水の正常な機能の維持を図るとともに、かんがい用水の補給及び発電を行うことを目的とする多目的ダムを建設するものとして事業を進め、平成 12 年に事業認定の告示を受けたが、川辺川ダム建設の目的の一つであった「かんがい用水」については、国営川辺川土地改良事業として、昭和 59 年 6 月に当初計画が策定され、平成 6 年 11 月に計画の変更が行われたが、これに対して受益者から異議申し立てがなされ川辺川利水訴訟に発展し、平成 15 年 5 月の控訴審判決において国側が敗訴している。この判決を受けて、平成 13 年 12 月に熊本県収用委員会へ申請した収用裁決については、平成 17 年 8 月に取下げの勧告を受け、平成 17 年 9 月に取り下げている。また、多目的ダムの計画については、平成 19 年に九州農政局へ農業用水の水源を川辺川ダムに依存するか否かについて照会したところ、国営川辺川土地改良事業の計画について「川辺川ダムに水源を依存する利水計画としてとりまとめることはない」との回答があり、発電についても発電事業者である電源開発株式会社から、起業者がダムの完成時期・発電負担額を示せる状況にはないことに対して「これらの状況を勘案すると、今後、相良発電所計画をもって川辺川ダム建設事業に参画継続していくことは困難である」と回答があり、平成 20 年 9 月には熊本県知事が「現在の民意は、川辺川ダムによらない治水を追求し、いまある球磨川を守っていくことを選択しているように思う」として川辺川ダム計画の白紙撤回を表明し、これを受けて平成 21 年 9 月に国土交通大臣により川辺川ダム本体工事の中止が表明されている。その後、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法を検討するため平成 21 年に「ダムによらない治水を検討する場」を設置、平成 27 年からは「球磨川治水対策協議会」により球磨川流域の治水対策の検討を重ね、築堤・宅地かさ上げ、河道掘削、八代市の萩原地区における堤防補強等の事業を実施してきたが令和 2 年 7 月に発生した梅雨前線に伴う豪雨により甚大な被害が生じ、熊本県知事から「「緑の流域治水」の 1 つとして、住民の「命」を守り、さらには、地域の宝である「清流」をも守る「新たな流水型のダム」」が国に求められたこと

を踏まえ、洪水調節のみを目的とした流水型ダムを建設する事業に見直している。

なお、本件事業は河川整備基本方針及び河川整備計画において球磨川水系における洪水調節施設の一つとして位置付けられており、堤高 107.5m、堤頂長 262.5 m、総貯水容量約 13,000 万 m^3 の重力式コンクリートダムを建設するものである(図－2 参照)。



【図－2 貯水容量配分図】

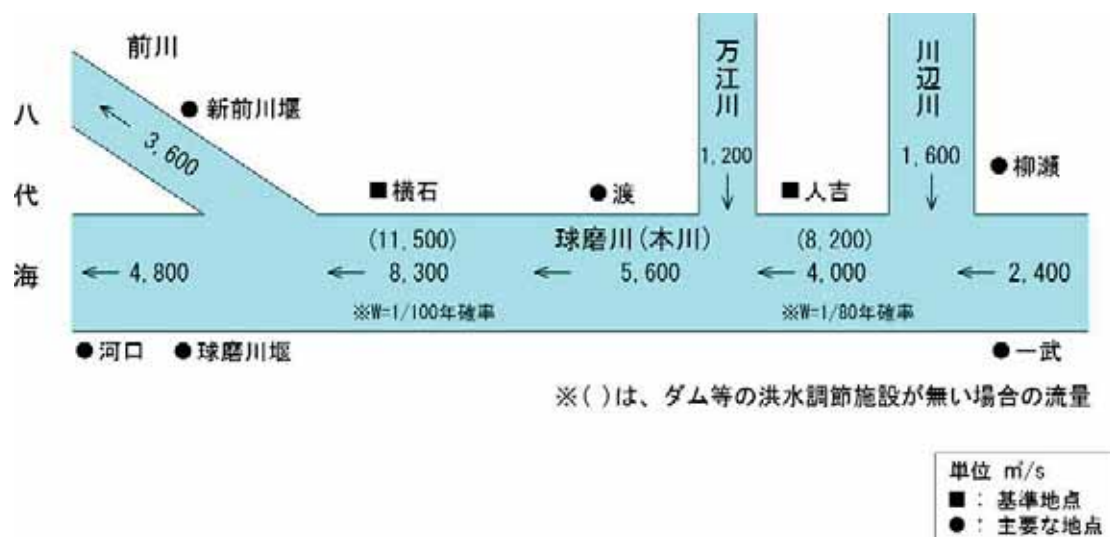
1) 洪水調節計画

河川整備基本方針では、球磨川上流の基準地点人吉における確率規模を 1/80 年とし、基本高水のピーク流量を $8,200 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち流域内の洪水調節施設により $4,200 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $4,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしており、また、球磨川下流の基準地点横石における確率規模を 1/100 年とし、基本高水のピーク流量を $11,500 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち流域内の洪水調節施設により $3,200 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $8,300 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしている(図-4 参照)。

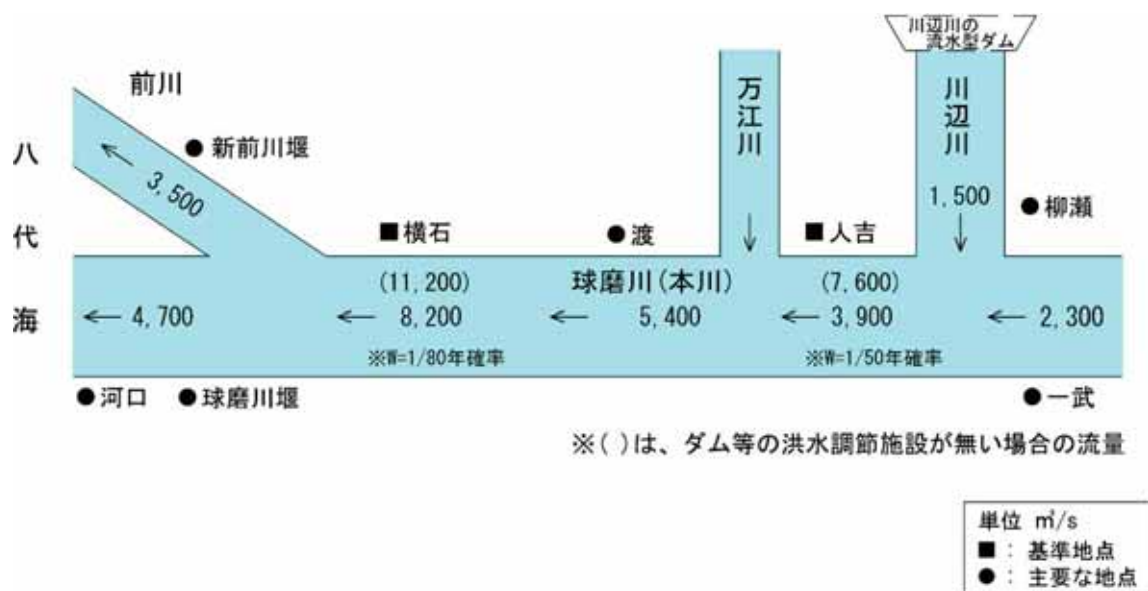
また、河川整備計画では、概ね 30 年間に行われる河川整備の具体的な内容を定めており、球磨川上流の基準地点人吉における確率規模を 1/50 年とし、目標流量を $7,600 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち新たに整備する川辺川の流水型ダム等により $3,700 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $3,900 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしており、また、球磨川下流の基準地点横石における確率規模を 1/80 年とし、目標流量を $11,200 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち川辺川の流水型ダム等により $3,000 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $8,200 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしている(図-5 参照)。

以上のとおり、本件事業は河川整備基本方針及び河川整備計画に定める洪水調節施設の一つとして位置づけられており、球磨川水系における他の洪水調節施設と相まって、基準地点の基本高水のピーク流量を調節し、さらに河川改修と相まって河道への配分流量を安全に流下させることで、球磨川流域の洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全を図るものである(図-6 参照)。

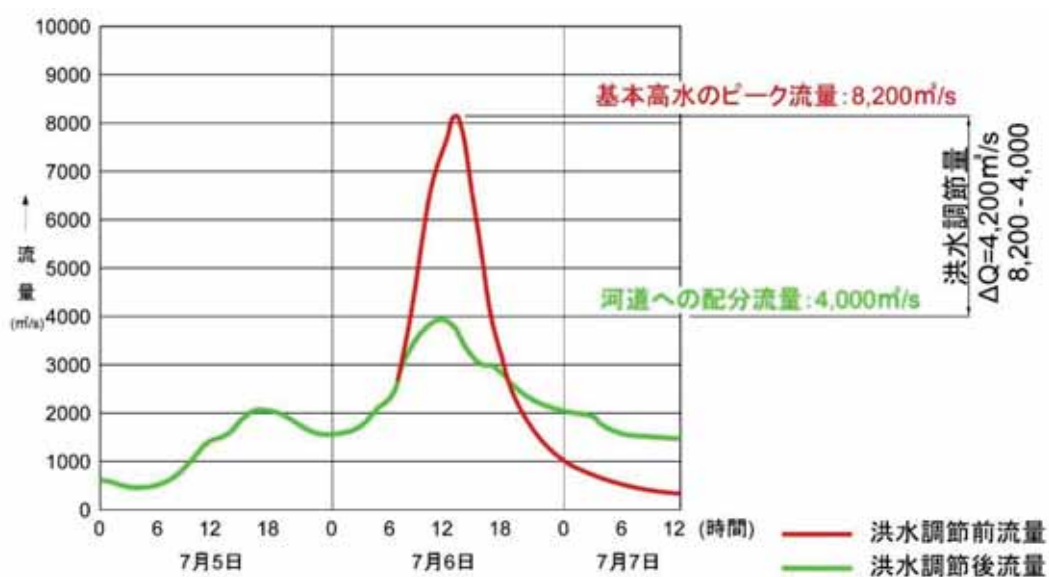
これに要する容量として、基礎地盤標高 175.0m からサーチャージ水位の標高 280.0m までの総貯水容量約 $13,000 \text{ 万 m}^3$ を確保することとしている。



【図－４ 球磨川水系計画高水流量配分図】
(球磨川水系河川整備基本方針(令和３年１２月))



【図－５ 球磨川水系河川整備計画流量配分図】
(球磨川水系河川整備計画(令和４年８月))



【図－６ 洪水調節図(基本高水流量)】(基準地点人吉)

(３) 川辺川の流水型ダム実施計画

事業計画の諸元は、次のとおりである。

① ダム

河	川	名	一級河川球磨川水系川辺川
位	置		左岸:熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内 右岸:熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内
型	式		重力式コンクリートダム
堤	高		107.5m(基礎地盤から堤頂までの高さ)
堤	頂	長	262.5m
堤	体	積	886千m³
堤	頂	標高(ダム天端高)	E L. 282.5m
堤	体	法 勾 配	上流面(1 : 0.12) 下流面(1 : 0.70)
放 流 設 備	洪水調節方式		不定率調節方式
	常用洪水吐き		コンジットゲート 高さ 5.0m × 幅 5.0m × 2門
	非常用洪水吐き (サーチャージ水位を超えた洪水を流下させる)		クレストゲート 高さ 9.5m × 幅 10.0m × 6門
	河床部放流設備		スライドゲート 高さ 5.0m × 幅 5.0m × 1門 高さ 6.0m × 幅 5.0m × 2門

減勢工	水叩き標高	E L. 181.00m
	水叩き長さ	88.0m
	減勢工幅	80.0m
	副ダム高さ	11.0m
	側壁高さ	23.0m

② 貯水池

流域面積(集水面積)	470 km ²
湛水面積	3.91 km ²
総貯水容量	約130,000,000m ³
有効貯水容量	約119,000,000m ³
洪水調節容量	〃
洪水調節地内盛土等	約 10,000,000m ³
計画堆砂量	約 1,000,000m ³
設計洪水位	EL. 281.0m
サーチャージ水位	EL. 280.0m
常時満水位	－ (常時は空虚)

2 事業の開始及び完成の時期

開始の時期 昭和 42 年 6 月

完成の時期 令和 18 年 3 月

3 事業に要する経費及びその財源

(1) 経 費

(単位: 百万円)

区分 科 目	全体計画に 要する費用	費用の内訳		
		令和 6 年度まで	令和 7 年度	令和 8 年度以降
工 事 費	222, 172	23, 532	1, 000	197, 640
用地費及び 補 償 費	154, 929	131, 184	1, 460	22, 285
そ の 他	112, 496	78, 743	2, 949	30, 804
計	489, 597	233, 459	5, 409	250, 729

※上記経費には、補償工事に要する経費を含む

(2) 財 源

1) 支出科目

所 管	国土交通省所管
会 計	一 般 会 計
項	河川整備事業費
目	河川総合開発事業費

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

本件事業は、洪水調節を目的とし、川辺川の熊本県球磨郡相良村及び同郡五木村地内に流水型ダムを建設する事業であり、その事業効果は次のとおりである。

球磨川は、日本三急流の一つに数えられ、急勾配区間で流れの速くなった洪水が平野部の緩勾配区間に流れ込むため洪水被害が生じやすい地形となっており、さらに、球磨川流域は、年間の平均降水量が日本の年平均降水量と比べて約 1.6 倍の多雨地域であり、その降水量の約 4 割が梅雨期に集中していることから度々洪水に見舞われており(表-1 参照)、昭和 57 年 7 月には、梅雨前線に伴い 12 日と 25 日に連続して洪水が発生し、死者 5 名、家屋の損壊 96 戸、浸水家屋 5,391 戸もの甚大な被害が生じている。近年でも平成 16 年 8 月、平成 17 年 9 月、平成 18 年 7 月と 3 年連続で洪水被害が生じ、令和 2 年 7 月に発生した梅雨前線に伴う豪雨では、流域内の雨量観測所において観測開始以来最大の雨量(神瀬雨量観測所 489mm/12 時間、人吉雨量観測所 339mm/12 時間、多良木雨量観測所 408mm/12 時間、久連子雨量観測所 296mm/12 時間)が観測され、人吉市において堤防が決壊(左岸 55 k 000 付近及び右岸 56 k 400 付近)したほか、多数の地点で洪水が堤防を越えて氾濫し、死者 65 名(うち、球磨川流域内の死者 50 名)、浸水家屋約 6,280 戸、橋梁流失 19 橋などの被害が生じ、さらに J R 肥薩線、国道、県道等の基幹交通施設も被災したことで当該地域はもとより、近隣地域にまで混乱を招き、社会的及び経済的に甚大なる影響を及ぼしたことから(図-7 参照)、球磨川水系の治水対策は急務となっている。

令和 2 年球磨川豪雨災害を二度と生じさせないとの考えのもと、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えつつ、早急な地域社会の復興に向け、流域における関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための情報共有・検討等を行うことを目的とする「球磨川流域治水協議会」を令和 2 年 10 月に設置した。本協議会での検討を経て、今後の治水対策の取組として、令和 3 年 1 月に「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめ、令和 3 年 3 月に令和 2 年球磨川豪雨災害からの早急な地域社会の復興に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の

全体像である「球磨川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ公表しており、川辺川の流水型ダムについては、「治水と環境の両立を目指し調査・検討を行う。」として両プロジェクトにおいて位置づけを行った。

その後、事業計画の概要でも述べたとおり、河川整備基本方針（令和3年12月変更）では、球磨川上流の基準地点人吉における確率規模を1/80年とし、基本高水のピーク流量を $8,200 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち流域内の洪水調節施設により $4,200 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $4,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしており、また、球磨川下流の基準地点横石における確率規模を1/100年とし、基本高水のピーク流量を $11,500 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち流域内の洪水調節施設により $3,200 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $8,300 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしている。また、令和4年8月に策定された河川整備計画では、概ね30年間に行われる河川整備の具体的な内容を定めており、球磨川上流の基準地点人吉における確率規模を1/50年とし、目標流量を $7,600 \text{ m}^3/\text{s}$ と定め、このうち新たに整備する川辺川の流水型ダム等により $3,700 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $3,900 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしており、また、球磨川下流の基準地点横石における確率規模を1/80年とし、目標流量 $11,200 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち、川辺川の流水型ダム等により $3,000 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $8,200 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることとしている。

以上のとおり、本件事業は、河川整備基本方針及び河川整備計画における洪水調節施設の一つであり、本件事業の完成により、球磨川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、河川整備計画に定める計画規模の洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となり、球磨川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に大きく寄与することから、その社会的及び経済効果は著しく、公益性は極めて高いものである。

【表－１ 既往洪水の概要】

洪水発生年月	西 暦 (年)	降雨の 原 因	流量 (m ³ /s)	被 害 状 況
昭和２年 ８月	1927	台 風	不 明	家屋の損壊・流失 32 戸、浸水家屋 500 戸
昭和 16 年 7 月	1941	梅雨前線	＃	浸水家屋 2,560 戸(人吉 60 戸)
昭和 19 年 7 月	1944	前 線	＃	死傷者・行方不明 23 名、 家屋の損壊・流失 507 戸、床上浸水 1,422 戸
昭和 24 年 8 月	1949	台風 9 号	＃	家屋の損壊・流失 10 戸、床上浸水 890 戸
昭和 25 年 9 月	1950	台風 29 号	＃	家屋の損壊・流失 28 戸、床上浸水 1,577 戸
昭和 29 年 8 月	1954	台風 5 号	人吉： 2,800 横石： 3,600	死傷者・行方不明者 6 名、家屋の損壊・流失 106 戸、 床上浸水 562 戸
昭和 29 年 9 月	1954	台風 12 号	不 明	死者・行方不明者 28 名、 家屋の損壊・流失 174 戸、床上浸水 112 戸
昭和 38 年 8 月	1963	前 線	人吉： 3,000 横石： 3,600	死傷者・行方不明者 46 名、家屋の損壊・流失 281 戸、 床上浸水 1,185 戸、床下浸水 3,430 戸
昭和 39 年 8 月	1964	台風 16 号	人吉： 3,400 横石： 4,800	死傷者・行方不明 9 名、家屋の損壊・流失 44 戸、 床上浸水 753 戸、床下浸水 893 戸
昭和 40 年 7 月	1965	梅雨前線	人吉： 5,700 横石： 7,800	死者 6 名、家屋の損壊・流失 1,281 戸、 床上浸水 2,751 戸、床下浸水 10,074 戸
昭和 46 年 8 月	1971	台風 19 号	人吉： 5,300 横石： 7,100	死者 6 名、家屋の損壊 209 戸、 床上浸水 1,332 戸、床下浸水 1,315 戸
昭和 47 年 7 月	1972	低 気 圧	人吉： 4,100 横石： 5,500	死者 2 名、家屋の損壊 64 戸、 床上浸水 2,447 戸、床下浸水 12,164 戸
昭和 54 年 6 月	1979	梅雨前線	人吉： 3,100 横石： 4,300	家屋の損壊 1 戸、床上浸水 18 戸
昭和 54 年 7 月	1979	前 線	人吉： 3,900 横石： 5,300	死者・行方不明 7 名、 家屋の損壊 10 戸、床上浸水 390 戸
昭和 57 年 7 月 12 日	1982	梅雨前線	人吉： 3,900 横石： 6,900	死者 1 名、家屋の損壊 49 戸、床上浸水 234 戸
昭和 57 年 7 月 25 日	1982	梅雨前線	人吉： 5,500 横石： 7,100	死者 4 名、家屋の損壊 47 戸、床上浸水 1,113 戸、 床下浸水 4,044 戸
平成 5 年 8 月	1993	低 気 圧	人吉： 3,900 横石： 6,700	家屋の損壊 2 戸、床上浸水 170 戸
平成 7 年 7 月	1995	梅雨前線	人吉： 4,000 横石： 6,700	家屋の損壊 1 戸、床上浸水 125 戸
平成 9 年 7 月	1997	梅雨前線	人吉： 2,800 横石： 5,000	床上浸水 8 戸
平成 16 年 8 月	2004	台風 16 号	人吉： 4,300 横石： 5,700	床上浸水 13 戸、床下浸水 36 戸
平成 17 年 9 月	2005	台風 14 号	人吉： 4,500 横石： 6,700	床上浸水 46 戸、床下浸水 73 戸
平成 18 年 7 月	2006	梅雨前線	人吉： 3,500 横石： 7,100	床上浸水 41 戸、床下浸水 39 戸
平成 20 年 6 月	2008	梅雨前線	人吉： 3,800 横石： 6,600	床上浸水 18 戸、床下浸水 15 戸
平成 24 年 7 月	2012	梅雨前線	人吉： 3,900 横石： 5,900	家屋の損壊・流失 10 戸、浸水家屋 257 戸
令和 2 年 7 月	2020	梅雨前線	人吉： 7,900 横石： 12,600	死者 65 名（うち、球磨川流域内の死者 50 名） 浸水家屋約 6,280 戸

※被災の数量は、関係市町村ごとに集計されており、支川・流域近傍の河川（一級・二級）・土砂災害によるものを含む。

平成 16 年は「熊本県 平成 16 年度 消防・防災・保安年報」による。

※流量は、洪水が氾濫せずに全て流下し、加えて市房ダムによる洪水調節が行われなかったと仮定した場合の流量（氾濫戻し流量）。

（昭和 29 年は市房ダム建設前のため、氾濫戻しのみを仮定した場合の流量）

※被害状況の出典：「熊本県災異誌」、「熊本県災害誌」、「熊本県消防防災年報」、「令和 2 年 7 月豪雨に関する被害状況について（熊本県危機管理防災課）確定値」、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所「過去の球磨川水系の出水について」等



①八代市 坂本支所周辺



②球磨川右岸堤防の決壊
(56 k 400 付近)



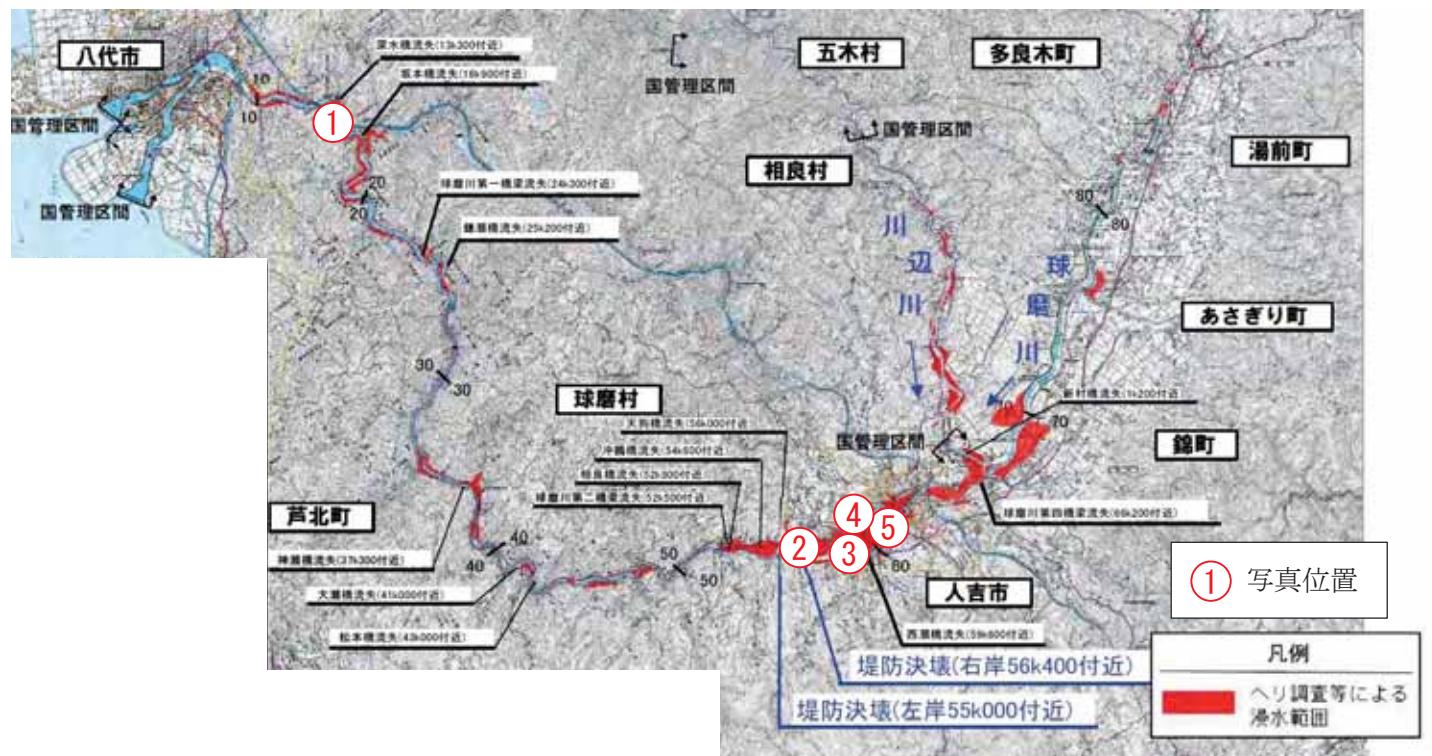
③西瀬橋の流失
(人吉市)



④青井阿蘇神社の鳥居の水没
(人吉市)



⑤人吉市街部
(国道 445 号通り)



【図-7 令和2年7月洪水 被災状況】

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等により環境影響評価の実施が義務付けられている事業には該当しないが、起業者は環境影響評価の実施にあたっては、令和3年6月から「流水型ダム環境保全対策検討委員会」を開催し、専門家からの助言、環境影響評価法に準じた手続きの中で提出された主務大臣、熊本県知事、一般の方々からの意見を勘案、配意して実施し、令和6年10月に環境影響評価法に基づくものと同等の「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」(以下「環境影響評価レポート」という。)として公表している。

環境影響評価レポートによると、本件事業が生活環境に与える影響について、大気質及び振動については、法令により定められた基準等を満足すると予測しており、建設機械の稼働に係る騒音については、高野地点において環境基準値を上回るものの、高野地点近傍で実施する生活再建対策盛土の工事において防音シートを設置し騒音の軽減を図ることで環境基準値を満足すると予測している。また、工事用車両の運行に係る騒音については、下谷、深水及び柳瀬地点において環境基準値を上回るものの、低騒音舗装(排水性舗装)の採用及び工事用車両運行ルートを一部変更することにより環境基準値を満足すると予測しており、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

水質(土砂による水の濁り)については、試験湛水の実施にあたり、試験湛水の貯水位上昇時に濁度が高い洪水を貯めた場合、貯水位下降時に沈降したSS(水中を浮遊している物質)が放流時の末期に巻き上がることにより、ダム直下地点より下流地点で濁度が上昇すると予測されているものの、貯水位の下降速度を抑制するほか、SS成分の巻き上がりが顕著に懸念される場合、SS成分の巻き上がりの影響が少ない表層から取水すること等により、土砂による水の濁りを低減できると予測しており、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、本件事業が自然環境等に与える影響については、環境影響評価レポートによると本件事業区間及びその周辺の土地において、動物については、文化

財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）における天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において国内希少野生動植物種として指定されているクマタカ、ハナコギセル等、特定第二種国内希少野生動植物種として指定されているコガタブチサンショウウオ、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）において熊本県指定希少動植物種として指定されているハッチョウトンボ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているイツキメナシナミハグモ等、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているカワコザラガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、ツヅラセメクラチビゴミムシ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノレンコウモリ等、準絶滅危惧として掲載されているコシロシタバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種の生息が、植物については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）に基づき指定された指定希少動植物種に掲載されているコタニワタリ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているヒロハナライシダ等、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているムラサキベニシダ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナガバムシトリゴケ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種の生育がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響が小さい又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されているとしている。主な保全措置として、ノレンコウモリ等については、試験湛水及び洪水調節に伴い冠水する調査横坑が本種の生息・生育環境として適さなくなる、あるいは一時的に適さなくなることから、試験湛水時や洪水調節時に冠水しない箇所に生息・繁殖環境を整備する等としている。ハナコギセル等は、ダム堤体及びダム洪水調節地の出現により産卵場・生息地として適さなくなることから、産卵場の整備及び移植あるいは周辺の生息適地への移植等を行うこととしている。コシロシタバ等は、ダム堤体及びダム

洪水調節地の出現により生育環境として適さなくなるため、事業実施期に生息状況をモニタリングし、事業の影響の有無を把握することとしている。クマタカについては、生息・繁殖環境が一部改変されることから専門家の指導助言を得たうえで繁殖活動に影響を与える時期には必要に応じて工事を一時的に中断等することとしている。ヤマセミ等については、生息・繁殖環境が一部改変されることから、既設人工巢の維持管理や事業実施期間中に生息状況の監視等を実施することとしている。ニホンウナギ等については、工事期間中に仮排水路トンネル内の流速が速くなることで上下流への移動が困難となる可能性があると考えられるためトンネル内部の河床を改良し、多様な河床環境を確保することで流速を低減し移動性を確保することとしている。ツヅラセメクラチビゴミムシ等については、試験湛水時に洞窟内の大部分が一定期間冠水し洞口も閉塞することが想定されることから生息環境として適さなくなると考えられ、試験湛水前に洞口前面に防水擁壁を設置する等、洞内への水の流入を防ぐ対策を実施する等の環境保全措置を講じることで影響を低減することとしている。ナガバムシトリゴケ等については、直接改変及びダム洪水調節地の環境による改変により生育環境が変化すると考えられることから、影響を受ける個体を移植（挿し木等を含む）、生育個体から種子を採取し、生育適地等に播種、生育地の表土を採取し、生育適地等に撒き出すこととしており、また、直接改変等以外の影響（改変区域付近の環境の変化）により、生育地点及び生育個体の多くの環境が変化する可能性があることから、対象とする個体の生育状況等を継続的に監視することとしている。加えて、起業者は、必要に応じて事後調査を実施し、その結果について専門家の指摘及び助言を得ながら評価を行い環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には必要な措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が 10 か所存在するが、このうち 9 か所については、既に発掘調査が完了し、記録保存等の措置を講じている。残りの 1 か所についても熊本県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等の適切な措置を講

ずることとしている。

本件事業の早期完成を求める声は強く、錦町長を会長とする川辺川ダム建設促進協議会から本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のとおり、本件事業の社会的及び経済的効果は著しく、公益に資するところは極めて大きいものである。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

① 収用の部分

地 目 \ 項 目	単 位	面 積	備 考
河 川	m ²	557,270	
道 路	m ²	205,590	
宅 地	m ²	175,690	
田 畑	m ²	849,410	
原 野	m ²	113,820	
山 林	m ²	1,125,220	
計	m ²	3,027,000	

② 使用の部分

な し

(2) 収用又は使用しようとする権利の種類、内容及び数量等

① 収用の部分

種 類	権利の内容	権利の数量	備 考
漁 業 権	第5種共同漁業権	1	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、やまめ、もくずがに、てながえび、すっぽん

② 使用の部分

種 類	権利の内容	権利の数量	備 考
漁 業 権	第5種共同漁業権	1	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、やまめ、もくずがに、てながえび、すっぽん

(3) 起業地内にある主な物件の数量

種 別	項 目	単 位	数 量	備 考
	建 物	棟	1, 069	うち、移転済1, 069棟

(4) これらを必要とする理由

1) 土 地

ダム洪水調節地のサーチャージ水位の標高は 280.0m であり、これはダムの洪水調節計画上必要な貯水容量を確保するための必要最小限のものである。

ダム洪水調節地の用地については、河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号)に基づき設計洪水位の標高 281.0m に波浪の影響等の高さ(1.5m)を加えて求めた堤体の非越流部の標高 282.5m 以下の土地を必要とするものである。

ダム本体の用地については、事業計画の概要で述べた堤高 107.5m、堤頂長 262.5m の重力式コンクリートダムを築造するために、ダムサイト下流部の用地については、減勢工を築造するために必要な最小限の土地である。

2) 権 利

本件事業に必要な起業地内に設定されている漁業権は、ダム堤体区域において、ダム堤体の工事着手からダム完成後、将来にわたる維持管理により権利の行使を恒久的且つ全面的に停止する範囲を収用として、また、試験湛水の貯水を行う期間に権利の行使を制限する範囲(収用する範囲を除く。)を使用として必要となるものである。

3) 物 件

本件事業に必要な起業地内に存する建物等の物件は、起業地外へ移転を要する主なものである。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(1) ダムサイトの選定

本件事業は、事業計画の概要でも述べたとおり、従前計画であった多目的ダム（貯留型）を建設することを目的として平成12年12月26日に事業認定の告示を受けており、今回、ダム形式等が流水型に変更となったことを踏まえ、従前計画におけるダムサイト地点について、下記の3地点を候補地として選定し、改めて社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行った。

- A案・・・サイト①藤田地点案
（球磨川と川辺川との合流点
より19.2km上流（申請案））
- B案・・・サイト②下五木地点案
（球磨川と川辺川との合流点
より24.5km上流）
- C案・・・サイト③上頭地地点案
（球磨川と川辺川との合流点
より27.5km上流）



【図－8 ダムサイト候補地 位置図】

A案：サイト①藤田地点案（川辺川19k200地点）（申請案）

本案は、3案中最も下流に位置し、湛水面積及び水没戸数も3案中最も大きく、社会的影響も最も大きい、ダム堤体積は3案中最も小さく抑えられること等からダム総事業費は3案中最も安価となる。

左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)のV字谷が形成され、ダム建設地の地形として3案中最も優れている。また、本ダムサイトの基礎地盤は、堅硬な岩盤層が分布しており、右岸部に一部低角度断層が分布しているものの、他の2案と比較するとダム建設地の地質として最も優れており、地形・地質的にも3案中最も合理的である。

また、他の2案と比較し、洪水調節能力が高く、治水効果にも優れている。

B案：サイト②下五木地点案(川辺川24k500地点付近)

本案は、3案中中流に位置し、湛水面積及び水没戸数も3案中中位であり、社会的影響も中位であるが、ダム堤体積は3案中最も大きくなること等から、ダム総事業費は3案中最も高価となる。

左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)の盆状谷であり、ダム建設地の地形として問題はないが、A案のV字谷より劣る。また、本ダムサイトの基礎地盤は、河床付近に破碎幅の大規模な断層が確認されており、ダム建設地の地質としてもA案より劣ることから、地形・地質的にもA案より劣る。

また、A案と比較して、洪水調節能力が劣ることから、不足する200m³/sを補うために遊水地の追加整備を行う必要がある。

C案：サイト③上頭地地点案(川辺川27 k 500地点付近)

本案は、3 案中最も上流に位置し、湛水面積及び水没戸数は3 案中最も小さく、社会的影響も最も小さいが、ダム堤体積は3 案中中位となること等から、ダム総事業費は3 案中中位である。

左右岸とも山腹傾斜(40° ～ 50°)の盆状谷であり、ダム建設地の地形として問題はないが、A案のV字谷より劣る。また、本ダムサイトの基礎地盤は、左岸側に地山のゆるみゾーンが広範囲に分布し右岸側でも堅岩層が深くなる傾向となっており、更に石灰岩層が分布しこの層では漏水の懸念があるなど、ダム建設地の地質としてもA案より劣ることから、地形・地質的にもA案より劣る。

また、A案と比較して、洪水調節能力が劣ることから、不足する洪水調節量 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を補うために放水路の追加整備を行う必要がある。

以上3候補地について社会的、技術的、経済的観点から総合的に比較検討した結果、本件事業におけるダムサイトも、従前計画（貯留型）と同じくA案（サイト①藤田地点案）が最も合理的であると判断し、ダムサイト位置として決定したものである。

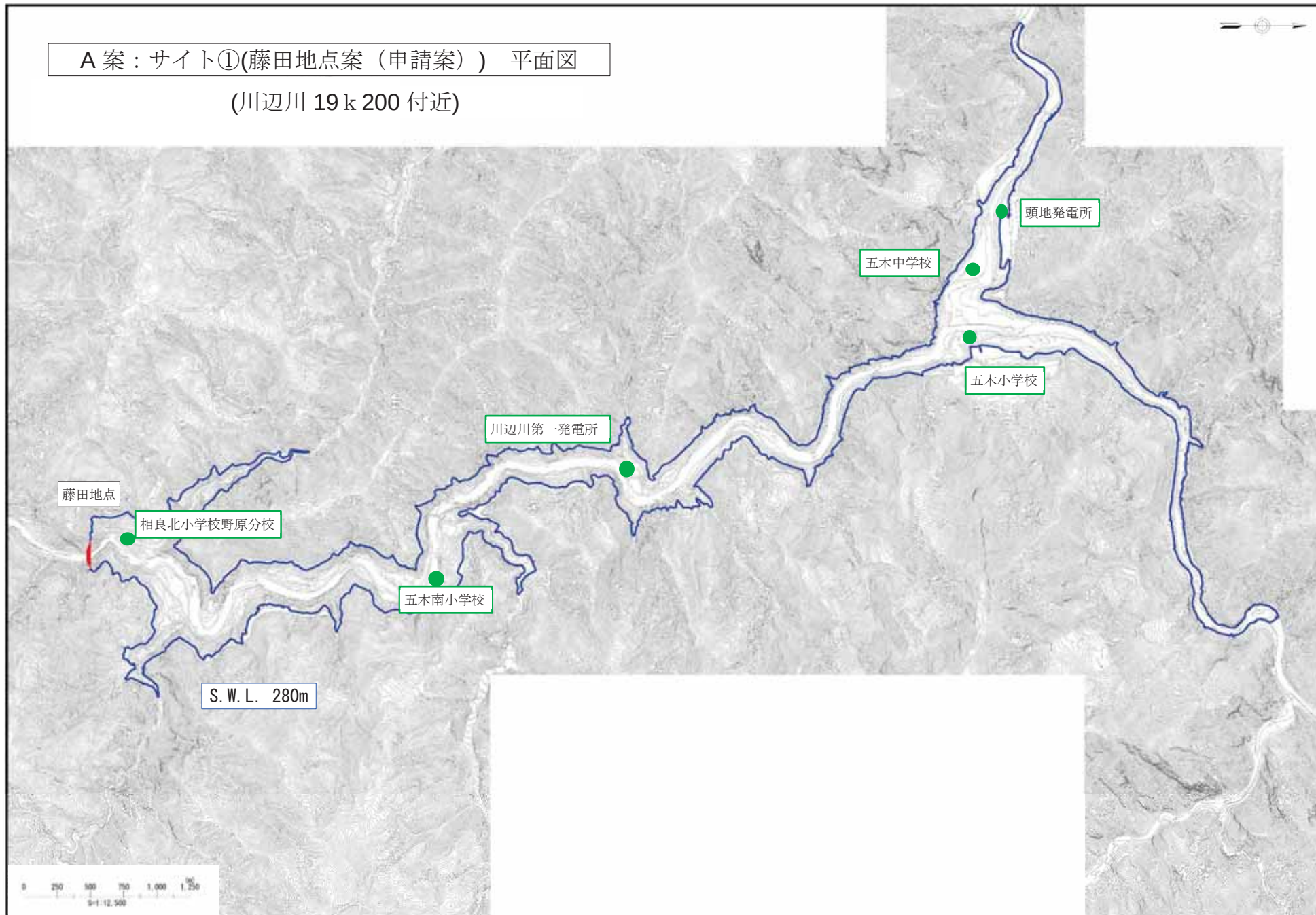
川辺川の流水型ダムサイト候補地の比較表

項 目		A 案：サイト①(藤田地点案 (申請案)) (川辺川 19 k 200 地点付近)	B 案：サイト②(下五木地点案) (川辺川 24 k 500 地点付近)	C 案：サイト③(上頭地点案) (川辺川 27 k 500 地点付近)	備 考
地形概要		左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)をなす V 字谷を形成し、地形としては 3 案中最も優れている。	左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)をなす盆状谷を形成している。	左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)をなす盆状谷を形成している。	
地質概要		- ダムサイトには堅硬な露頭や急崖が連続して分布しており、比較的浅部に堅硬な岩盤（CM 級以上の岩盤）が分布する。 - 低角度断層と走行性断層が分布するが、その断層規模は小さい。	- 河床部に破碎幅 3m 及び 6m の大規模な断層が分布するとともに、左右岸の中腹に上流傾斜の低角度断層が分布する。 - 河床部の断層周辺及び右岸側の低角度断層上盤側で堅岩分布深度が深いと推定される。	- 左岸側は流れ盤を形成し、地質条件等よりゆるみゾーンの分布が推定される。また、右岸側についても受盤となることから岩盤ゆるみの影響もあり堅岩は深くなると推定される。 - ダムサイト上流 1km 付近から頭地地区に連続する大規模な石灰岩のゾーンを介したダム下流への漏水に対する対策が必要となる。	
検 討 項 目	堤高(天端標高)	107.5m(282.5m)	115.5m(325.5m)	115.5m(356.5m)	
	堤頂長	263m	316m	341m	
	堤体積	約 886,000m ³	約 1,160,000m ³	約 1,130,000m ³	
	掘削量	約 1,730,000m ³	約 1,870,000m ³	約 1,180,000m ³	
	集水面積	470.0km ²	418.0km ²	318.5km ²	
	湛水面積	3.91km ²	3.39km ²	2.78km ²	
	総貯水容量	約 13,000 万 m ³	約 11,700 万 m ³	約 8,900 万 m ³	
	ダムサイトの岩質	砂岩、砂岩・粘板岩互層	砂岩、砂岩・粘板岩互層	チャート、礫岩、粘板岩、砂岩・粘板岩互層	
	ダムサイトの地形	V 字谷	盆状谷	盆状谷	
	貯水効率	147	101	79	貯水効率=総貯水容量／堤体積
	付替道路	国道 14.1km、県道 3.1km、村道 19.0km	国道 13.6km、県道 5.5km、村道 19.5km	国道 12.3km、村道 13.1km	
	水没戸数	約 400 戸	約 350 戸	約 210 戸	
	治水	他の洪水調節施設と合わせて河川整備基本方針における治水効果を満足する。	他の洪水調節施設と合わせて河川整備基本方針における治水効果を満足する。 ただし、A 案と比較してダムによる洪水調節量が 200 m ³ /s 不足する。	他の洪水調節施設と合わせて河川整備基本方針における治水効果を満足する。 ただし、A 案と比較してダムによる洪水調節量が 1,000 m ³ /s 不足する。	
ダム構造		右岸部に一部低角度断層が分布しているが、対策によりダムの安全性が確保できるため重力式ダムの採用が可能。	河床部の大規模断層処理、中位標高における低角度断層が分布しているが、対策によりダムの安全性が確保できるため、重力式ダムの採用が可能。	左岸地山のゆるみが分布しているが、対策によりダムの安全性が確保できるため、重力式ダムの採用が可能。	
ダム総事業費		約 4,900 億円	約 5,300 億円	約 5,000 億円	
総合評価		3 案中最も下流に位置し、湛水面積及び水没戸数も 3 案中最も大きく、社会的影響も最も大きい、ダム堤体積は 3 案中最も小さく抑えられることから、ダム総事業費は 3 案中最も安価となる。 - 左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)の V 字谷が形成され、ダム建設地の地形として 3 案中最も優れている。また、本ダムサイトの基礎地盤は、堅硬な岩盤層が分布しており、右岸部に一部低角度断層が分布しているものの、他の 2 案と比較するとダム建設地の地質として最も優れており、地形・地質的にも 3 案中最も合理的である。 - 他の 2 案と比較し、洪水調節能力が高く、治水効果にも優れている。	3 案中中流に位置し、湛水面積及び水没戸数も 3 案中中位であり、社会的影響も中位であるが、ダム堤体積は 3 案中最も大きくなることから、ダム総事業費は 3 案中最も高価となる。 - 左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)の盆状谷であり、ダム建設地の地形として問題はないが、A 案の V 字谷より劣る。また、本ダムサイトの基礎地盤は、河床付近に破碎幅の大規模な断層が確認されており、ダム建設地の地質としても A 案より劣ることから、地形・地質的にも A 案より劣る。 - A 案と比較して、洪水調節能力が劣ることから、不足する 200 m³/s を補うために遊水地の追加整備を行う必要がある。	3 案中最も上流に位置し、湛水面積及び水没戸数は 3 案中最も小さく、社会的影響も最も小さいが、ダム堤体積は 3 案中中位となることから、ダム総事業費は 3 案中中位である。 - 左右岸とも山腹傾斜(40°～50°)の盆状谷であり、ダム建設地の地形として問題はないが、A 案の V 字谷より劣る。また、本ダムサイトの基礎地盤は、左岸側に地山のゆるみゾーンが広範囲に分布し右岸側でも堅岩層が深くなる傾向となっており、更に石灰岩層が分布しこの層では漏水の懸念があるなど、ダム建設地の地質としても A 案より劣ることから、地形・地質的にも A 案より劣る。 - A 案と比較して、洪水調節能力が劣ることから、不足する洪水調節量 1,000 m³/s を補うために放水路の追加整備を行う必要がある。	
判定		○	×	×	

※「付替道路」及び「水没戸数」については、事業着手時点（昭和 46 年当時）をベースに算出

A 案：サイト①(藤田地点案（申請案）) 平面図

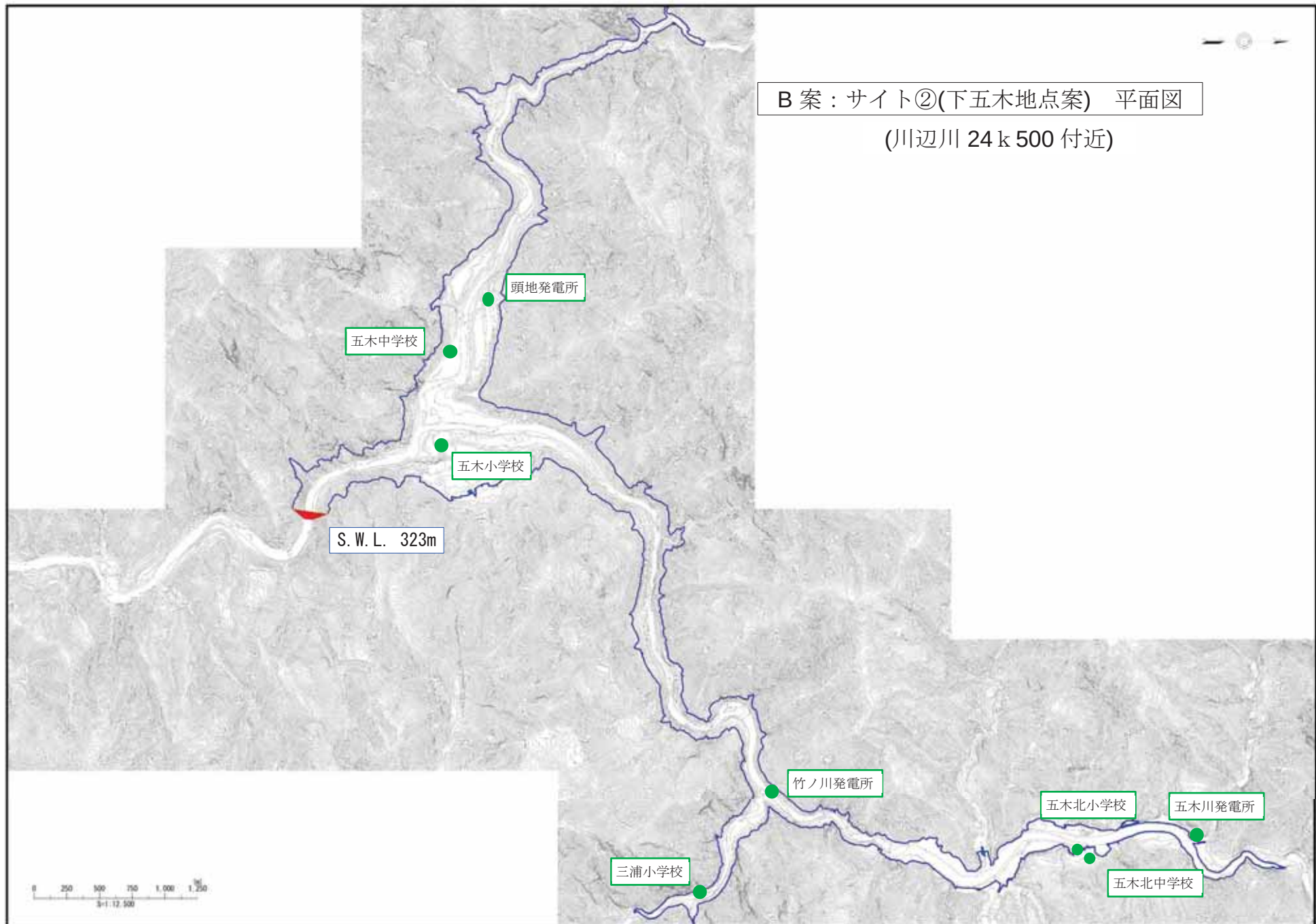
(川辺川 19 k 200 付近)



※補償対象物件は、事業着手時点（昭和 46 年当時）のもの

B 案：サイト②(下五木地点案) 平面図

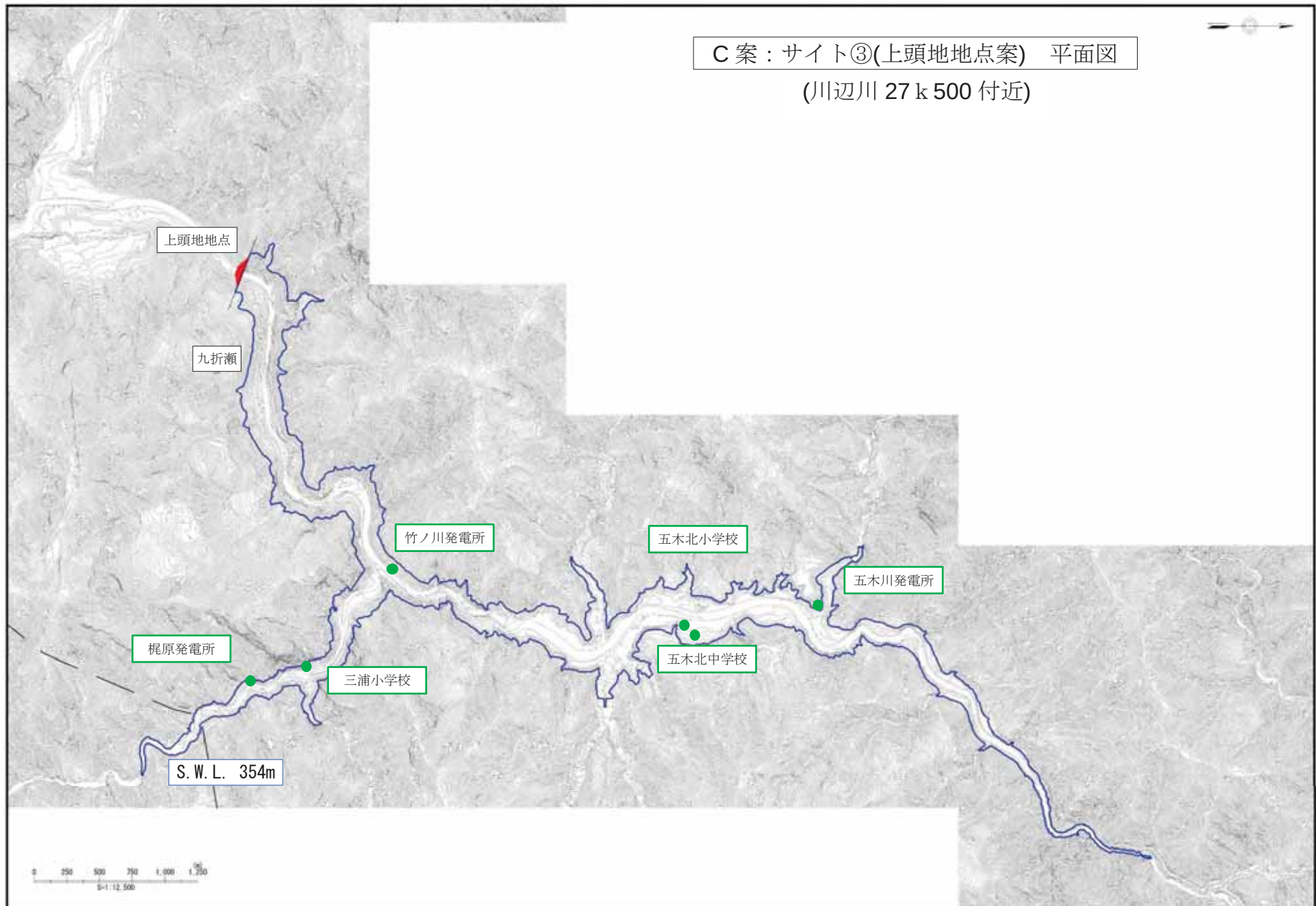
(川辺川 24 k 500 付近)



※補償対象物件は、事業着手時点（昭和 46 年当時）のもの

C 案：サイト③(上頭地地点案) 平面図

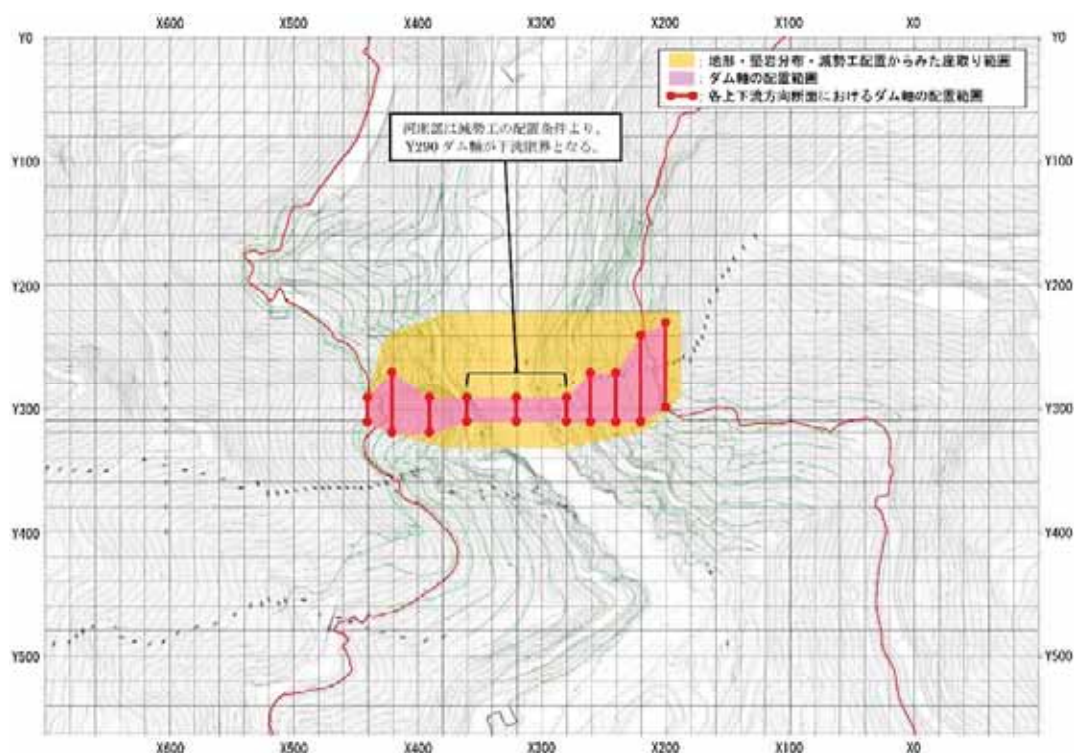
(川辺川 27 k 500 付近)



※補償対象物件は、事業着手時点（昭和 46 年当時）のもの

(2) ダム軸の選定

ダム軸については、前項において選定したダムサイト(A案：サイト①(藤田地点案)川辺川 19 k 200 付近)について、地形条件、地質(堅岩の分布)条件、減勢工の配置を踏まえてダムの建設が可能な範囲を抽出(図-9 参照)し、その中で代表的な下記の3案について社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行った。

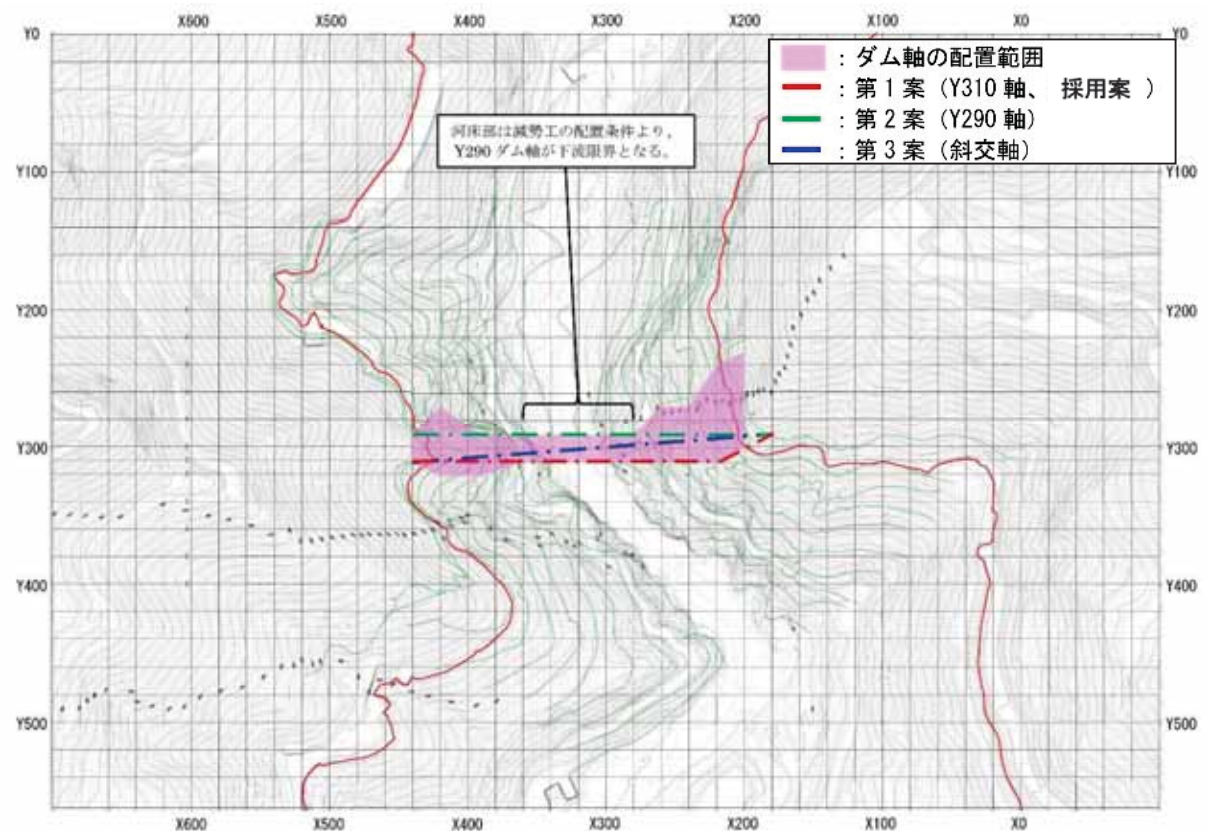


【図-9 サイト①におけるダムが設置可能な範囲】

第1案 ダム軸Y310(申請案)

第2案 ダム軸Y290

第3案 ダム軸斜交案(Y310～290)



【図-10 ダム軸設置可能範囲におけるダム軸案】

第1案 ダム軸Y310(申請案)

本案は、ダム軸配置可能範囲の最上流部において右左岸をほぼ垂直に結んだ堤頂長262.5mの案である。

右岸側の基盤層が他案に比べて深い位置に分布しており堤体積が最も大くなる。減勢工の規模は最も小さく、コンクリート量が最も少ない。上流切替河道との接続について問題もなく、更に減勢工がほぼ直線で配置できるため水理的に優れる。堤体と減勢工との距離が最も短く掘削規模が他案より小さくなるため環境に与える影響が最も小さい。

さらに、工事量が他案より少ないため経済性において最も優れており合理的な案といえる。

第2案 ダム軸Y290

本案は、ダム軸配置可能範囲の最下流部において右左岸をほぼ垂直に結んだ堤頂長264mの案である。

右岸側の基盤層が第1案より浅い位置に分布しており堤体積が第1案より少なくなる。しかしながら、減勢工の規模が大きくなりコンクリート量が最も多い。上流切替河道との接続については問題ないが、減勢工を中央部から曲げる必要があるため水理的に第1案に劣る。堤体と減勢工との距離が長く、掘削規模が大きくなり、環境に与える影響が第1案よりも大きい。

さらに、工事量が最も多いため経済性において最も高額となり合理的な案とはいえない。

第3案 ダム軸斜交案(Y310～290)

本案は、第1案(申請案)と第2案の折衷案であり、右岸Y290と左岸Y310を斜めに結んだ堤頂長260mの案である。

右岸側の基盤層が第1案より浅い位置に分布しており堤体積が第1案より少なくなる。しかしながら、減勢工の規模が大きくなり、コンクリート量が第1案と比べて多くなる。上流切替河道との接続については問題ないが、減勢工の折り曲げ位置が最も上流寄りとなり水理的に最も劣っている。堤体と減勢工との距離が最も長く、掘削規模が大きくなり、環境に与える影響が最も大きい。

さらに、工事量が第1案より多くなり経済性において第1案より高額となり合理的な案とはいえない。

上記のとおり、3案について社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討を行った結果、第1案(ダム軸Y310)が最も合理的であると判断したものである。

項目		抽出したダム軸案					
		第 1 案 (Y310 軸、現ダム軸)		第 2 案 (Y290 軸)		第 3 案 (斜交軸)	
基礎掘削平面図							
経済性	堤頂長	○	262.5m (1.00)	○	264m (1.01)	◎	260m (0.99)
	基礎掘削	◎	左岸天端以上： 445 千 m ³ 右岸天端以上： 192 千 m ³ 堤体天端以下： 675 千 m ³ 減 勢 工： 247 千 m ³ 上流切替河道： 534 千 m ³ 合 計：2,093 千 m ³ 金 額：11,720,800 千円 (1.00)	△	左岸天端以上： 445 千 m ³ 右岸天端以上： 203 千 m ³ 堤体天端以下： 605 千 m ³ 減 勢 工： 388 千 m ³ 上流切替河道： 577 千 m ³ 合 計：2,218 千 m ³ 金 額：12,420,800 千円 (1.06)	○	左岸天端以上： 445 千 m ³ 右岸天端以上： 183 千 m ³ 堤体天端以下： 581 千 m ³ 減 勢 工： 392 千 m ³ 上流切替河道： 558 千 m ³ 合 計：2,159 千 m ³ 金 額：12,090,400 千円 (1.03)
	コンクリート打設	◎	堤 体：677 千 m ³ 減勢工： 54 千 m ³ 合 計：731 千 m ³ 金 額：24,732,800 千円 (1.00)	△	堤 体：675 千 m ³ 減勢工： 71 千 m ³ 合 計：746 千 m ³ 金 額：25,462,800 千円 (1.03)	○	堤 体：664 千 m ³ 減勢工： 75 千 m ³ 合 計：739 千 m ³ 金 額：25,289,200 千円 (1.02)
地形・堅岩分布と掘削線の関係 (堤体構造面)		○	○左岸側は、ダム軸を配置した Y310 付近で堅岩が最も高まるため、下流寄りの第 2 案と比較してコンクリート量が少なくなる。 △右岸側は、堤趾から下流のマットを LF-4 断層下の堅岩に着岩させるために基礎掘削線がやや深くなり、堤高が高くなって下流マット長も長くなるためコンクリート量が多くなる。 ○総合的に堤体のコンクリート量は 3 案の中では最も多くなるが案 2 と同程度である。	○	△左岸側は、ダム軸が堅岩の高まりよりやや下流側の配置となるため、上流寄りの第 1 案と比較してコンクリート量は増大する。 ○右岸側は、堤体を下流側に配置することにより、下流上がり分布である LF-4 に対し、第 1 案より浅い基礎掘削位置で堤趾から下流のマットを LF-4 断層下の堅岩に着岩でき、堤高が低くなることで下流マット長も短くなり、第 1 案と比較してコンクリート量は少なくなる。 ○総合的に堤体のコンクリート量は 3 案の中で中位となる。	◎	○左岸側は、第 1 案とほぼ同じ堅岩の高まる上流寄りにダムを配置しているため、下流寄りの第 2 案と比較してコンクリート量を抑えることができる。 ○右岸側は、第 2 案と同じように堤体を下流側に配置することにより、下流上がり分布である LF-4 に対し、第 1 案より浅い基礎掘削位置で堤趾から下流のマットを LF-4 断層下の堅岩に着岩でき、堤高が低くなることで下流マット長も短くなり、第 1 案と比較してコンクリート量は少なくなる。 ◎総合的に堤体のコンクリート量は 3 案の中では少なくなる。
減勢工の配置 (水理面)		◎	◎減勢工はほぼ直線で配置でき、下流への接続も無理がないため、水理的に最も優れる。 ○減勢工が上流寄りの配置となり、右岸下流背面の掘削法面は他の 2 案より規模を抑えることができ、コンクリート量が小さくなる。 ◎総合的に減勢工のコンクリート量は、3 案の中で最も少なくなる。	○	○減勢工が第 1 案より下流に配置されるため、河道との関係から減勢工中央部から曲げる必要があり、水理的には第 1 案より課題がある。 △減勢工が下流寄りの配置となり、下流河道との接続を確保するためには、右岸下流背面の掘削法面が第 1 案より大規模となり、コンクリート量が多くなる。 ○総合的に減勢工のコンクリート量は、3 案の中で中位となる。	△	△減勢工の折り曲げ角度が 3 案中最も大きくなり、河道との関係から折り曲げ位置も上流寄りとなるため、最も水理的に課題が大きい。 △下流河道との接続を確保するためには、右岸下流背面の掘削法面が第 1 案より大規模となり、コンクリート量が多くなる。 △総合的に減勢工のコンクリート量は、3 案の中で最も多くなる。
上流切替河道との接続		○	上流切替河道との接続は問題ない。	○	第 1 案より 20m 下流に移動するため、水理的には若干有利である。	○	斜交軸であり、上流河道から放流設備への流れは、若干有利となる。
総合評価		右岸側の基盤層が他案に比べて深い位置に分布しており堤体積が最も大きくなる。減勢工の規模は最も小さく、コンクリート量が最も少ない。上流切替河道との接続について問題もなく、更に減勢工がほぼ直線で配置できるため水理的に優れる。堤体と減勢工との距離が最も短く掘削規模が他案より小さくなるため環境に与える影響が最も小さい。 さらに、工事が他案より少ないため経済性において最も優れており合理的な案といえる。		右岸側の基盤層が第 1 案より浅い位置に分布しており堤体積が第 1 案より少なくなる。しかしながら、減勢工の規模が大きくなりコンクリート量が最も多い。上流切替河道との接続については問題ないが、減勢工を中央部から曲げる必要があるため水理的に第 1 案に劣る。堤体と減勢工との距離が長く、掘削規模が大きくなり、環境に与える影響が第 1 案よりも大きい。 さらに、工事が最も多いため経済性において最も高額となり合理的な案とはいえない。		右岸側の基盤層が第 1 案より浅い位置に分布しており堤体積が第 1 案より少なくなる。しかしながら、減勢工の規模が大きくなり、コンクリート量が第 1 案と比べて多くなる。上流切替河道との接続については問題ないが、減勢工の折り曲げ位置が最も上流寄りとなり水理的に最も劣っている。堤体と減勢工との距離が最も長く、掘削規模が大きくなり、環境に与える影響が最も大きい。 さらに、工事が第 1 案より多くなり経済性において第 1 案より高額となり合理的な案とはいえない。	
判 定		採用		不採用		不採用	

※左岸天端以上の掘削は、3 軸でアバット位置や接続道路配置に大きな差がないことから、同じ掘削形状としている。

(3) ダム型式の選定

ダム型式は、一般に堤体材料からコンクリートダムとフィルダムに分類され、コンクリートダムは力学的な特性から重力式コンクリートダムとアーチ式コンクリートダムに、フィルダムは堤体材料によってアースダムとロックフィルダムに分類され、このほか、近年開発された現地周辺の石、砂れきなどにセメント材等を混合し堤体材料(C S G)として使用する台形C S Gダムがある。

これらのダム型式のうち、アーチ式コンクリートダムについては、平常時における堤体の安定性に問題があること、アースダムについては、小規模なダムに適用される型式であり、本ダムにおいては適用できない型式であること、ロックフィルダムについては、堤内河床部に放流設備が設置できないこと及び上流斜面安定対策のためダム建設範囲が広範となることから本ダムの型式の選定対象から除外し、重力式コンクリートダムと台形C S Gダムについて比較検討を行い本件事業におけるダムの型式を決定したものである。

A案(申請案) 重力式コンクリートダム

重力式コンクリートダムは、水圧を堤体の自重により支えるもので、ダム型式の中でも一般的な型式である。堤体材料に強度の優れるコンクリートを使用して築造するため、B案に比べて堤体積が小さい。既存の河道からダム堤体上流端までの距離がB案に比べて短く、魚類の遡上等の生物移動の連続性の観点からも優れる。減勢工が直線で配置可能であり水理的にもB案よりも優れる。

さらに、経済性においてもB案より安価であり合理的な案といえる。

B案 台形C S Gダム

台形C S Gダムは、現地周辺の石、砂れきなどにセメント及び水を加え混合したC S Gを打設し、表面に耐久性の確保を目的とした保護コンクリートを配

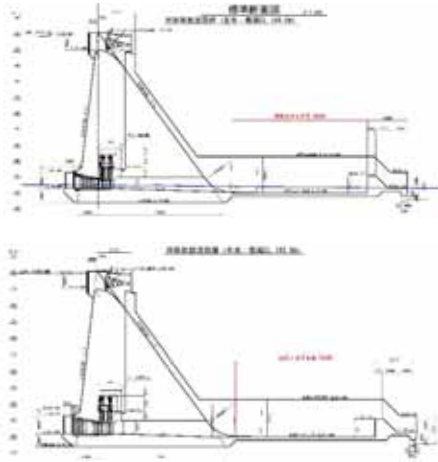
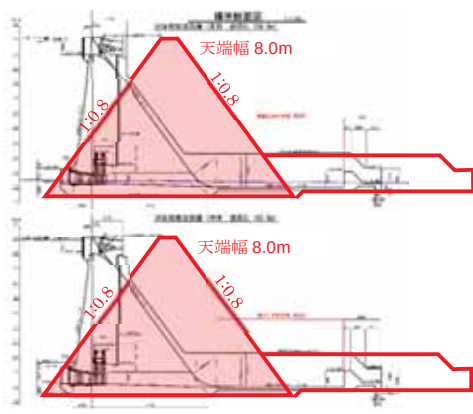
置して築造される型式である。CSGは、コンクリートよりも強度に劣り堤体外壁の勾配が緩やかとなるためA案に比べて堤体積が大きくなる。また、既存の河道からダム堤体上流端までの距離もA案に比べて長くなり、魚類の遡上等の生物移動の連続性についてA案に劣っている。また、減勢工が下流河道に沿って湾曲した配置となり水理的にもA案に劣る。

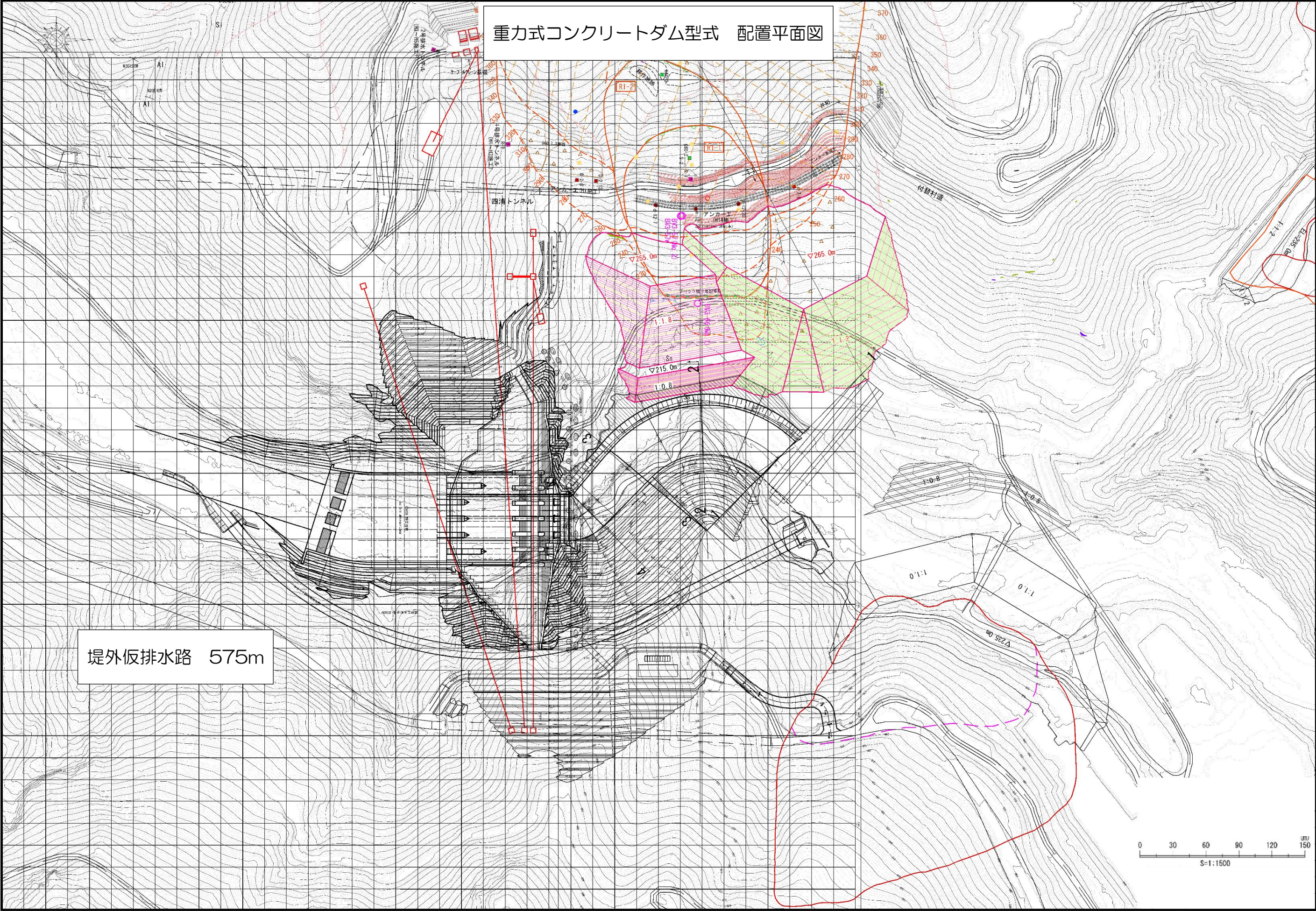
さらに、経済性においてもA案より高額となり合理的な案とはいえない。

上記のとおり総合的に検討した結果、本件事業におけるダム型式は、A案(重力式コンクリートダム)を採用することとした。

以上のとおり、本件事業計画は、社会的、技術的及び経済的に最良のものであり、当該土地を起業地として用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

ダム型式選定(二次)表

項目		重力式コンクリートダム	台形 CSG ダム	備考
計画諸元	堤体標準断面 (河床部放流設備位断面)			
	堤体積	堤体コンクリート : 約 70 万 m ³ 減勢工コンクリート: 約 6 万 m ³	ダム堤体(CSG : 約 95 万 m ³ コンクリート : 約 58 万 m ³) 減勢工コンクリート: 約 10 万 m ³	
	堤外仮排水トンネル延長	約 575m	約 750m	2R 標準馬蹄形 D6.9m
比較	ダム本体の配置	Y310 軸での配置が可能である。	上流斜面安定対策工からの離隔を確保すると、ダム軸は概ね Y240 軸での配置(重力ダムより 70m 下流)となり、「2.3 ダム軸の設定」において設定したダム軸に設置できない。	△
	河床部放流設備配置と、環境への影響	河道中央で河床部に配置可能である。 堤内上下流長さは 80m 程度であり、生物移動の連続性の面で優れる。	河道中央で河床部に配置可能である。 堤内上下流長は 180m 程度と長く、生物移動の連続性の面では重力ダムに比べてやや劣る。	△
	河床部放流設備・減勢工と堤体配置との関係	台形 CSG に対し、上下流にコンパクトな配置であり、減勢工も直線配置が可能となることから、水理的に有利である。	堤体配置が下流寄りとなり、減勢工は下流河道に沿って湾曲した配置となるため、左案より水理面でやや劣る。	△
	堤体材料確保	基礎掘削材からの流用と原石山で必要骨材量が確保できる。	堤体積が大きく、CSG 材確保の面で課題がある。	△
	概算コスト比較 (堤体積・転流工)	堤 体: 約 259 億円(コンクリート: 3.4 万円/m ³) 転流工: 約 23 億円(400 万円/m) 計 : 約 282 億円(100%)	堤 体: 約 375 億円(CSG: 1.5 万円/m ³ 、コンクリート: 4.0 万円/m ³) 転流工: 約 30 億円(400 万円/m) 計 : 約 405 億円(143.6%)	△
評価		- 当ダムサイトの条件、放流設備等の配置条件に対し、最も適性が高い。 - 経済性でも台形 CSG ダムに対して優位となる。	- 上下流の配置延長が長くなり、転流工規模、堤体積も大きくなる。 - 堅硬な基礎岩盤が浅部から出現する地質条件であり、本来の適性に合致しない。	放流設備は含まない 転流規模は同じ
		採 用	不採用	



重力式コンクリートダム型式 配置平面図

堤外仮排水路 575m

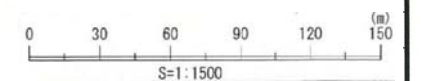
0 30 60 90 120 150 m
S=1:1500

台形CSGダム型式 配置平面図

堤趾位置（減勢工始端）が約 80m 下流となり、減勢工は直線で配置できない。また、下流に延伸する。

堤外仮排水路 750m

河床部放流設備の呑口位置を同じとして配置すると、ダム軸が約 70m 下流に移動する。



添付書類 第2号

法第4条に規定する土地に関する調書

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
1	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	国 道 (一般国道 445 号)	1,691	m ²	熊本県	有
2	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	国 道 (一般国道 445 号)	1,461	m ²	熊本県	有
3	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇地内	国 道 (一般国道 445 号)	1	m ²	熊本県	有
4	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	国 道 (一般国道 445 号)	65	m ²	熊本県	有
5	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	国 道 (一般国道 445 号)	176	m ²	熊本県	有
6	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	国 道 (一般国道 445 号)	792	m ²	熊本県	有
7	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	国 道 (一般国道 445 号)	929	m ²	熊本県	有
8	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	国 道 (一般国道 445 号)	417	m ²	熊本県	有
9	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	国 道 (一般国道 445 号)	163	m ²	熊本県	有
10	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	国 道 (一般国道 445 号)	355	m ²	熊本県	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
11	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口及び乙字掛迫地内	国 道 (一般国道 445 号)	932	m ²	熊本県	有
12	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴及び字九折瀬地内	国 道 (一般国道 445 号)	321	m ²	熊本県	有
13	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	県 道 (主要地方道 宮原五木線)	255	m ²	熊本県	有
14	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び乙字久領地内	県 道 (主要地方道 宮原五木線)	3,698	m ²	熊本県	有
15	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫及び字野原 地内	村 道 (初神野原線)	3,770	m ²	相良村	有
16	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	村 道 (深水野原線)	60	m ²	相良村	有
17	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	村 道 (深水野原線)	1,013	m ²	相良村	有
18	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	村 道 (椎葉線)	1,743	m ²	相良村	有
19	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱、字濱野、 字北瀬目、字状越、字大 平、字三方谷、字辻、字 鶴地、字打揚、字下谷、 字板木及び字下手地内	村 道 (川辺川線)	41,429	m ²	五木村	有
20	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱及び字濱 野地内	村 道 (小浜連絡線)	3,783	m ²	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
21	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川地内	村 道 (野々脇金川線)	17	m ²	五木村	有
22	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川及び字金川並びに 甲字北瀬目地内	村 道 (金川連絡線)	7,306	m ²	五木村	有
23	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字野々脇地内	村 道 (清楽線)	1,331	m ²	五木村	有
24	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇地内	村 道 (野々脇連絡線)	2,134	m ²	五木村	有
25	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字宮目木地内	村 道 (瀬目線)	2,249	m ²	五木村	有
26	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字状越地内	村 道 (野々脇金川線)	1,349	m ²	五木村	有
27	熊本県球磨郡五木村甲字 太平地内	村 道 (大平連絡線)	2,059	m ²	五木村	有
28	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字三方谷地 内	村 道 (逆瀬川線)	1,328	m ²	五木村	有
29	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字三方谷地 内	村 道 (逆瀬川支線)	750	m ²	五木村	有
30	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴地及び字打揚地内	村 道 (鶴地下谷線)	1,859	m ²	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
31	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	村 道 (下谷線)	181	m ²	五木村	有
32	熊本県球磨郡五木村甲字 板木及び字下手地内	村 道 (下手連絡線)	2,049	m ²	五木村	有
33	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重並びに甲字板木及び 字下手地内	村 道 (土会平線)	1,100	m ²	五木村	有
34	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び字池ノ鶴並び に甲字板木及び字下手地 内	村 道 (小川支線)	5,735	m ²	五木村	有
35	熊本県球磨郡五木村甲字 下手並びに乙字久領、字 下小鶴、字高野鶴、字高野 及び字椎葉地内	村 道 (小川線)	9,583	m ²	五木村	有
36	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	村 道 (中学校線)	479	m ²	五木村	有
37	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	村 道 (新泉寺線)	318	m ²	五木村	有
38	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴及び丙字池ノ鶴地 内	村 道 (池の鶴線)	1,555	m ²	五木村	有
39	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字高野地内	村 道 (池の鶴線)	283	m ²	五木村	有
40	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	村 道 (川辺川線)	1,025	m ²	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
41	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	村 道 (田口線)	410	m ²	五木村	有
42	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	村 道 (溝の口連絡線)	1,020	m ²	五木村	有
43	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	村 道 (川辺川線)	8,441	m ²	五木村	有
44	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	村 道 (椿橋線)	580	m ²	五木村	有
45	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	村 道 (掛橋連絡線)	710	m ²	五木村	有
46	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫地内	村 道 (久領神屋敷線)	227	m ²	五木村	有
47	熊本県球磨郡五木村乙字 高野並びに丙字中島及び 字池ノ鶴地内	村 道 (高野橋線)	910	m ²	五木村	有
48	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	村 道 (高野橋線)	7	m ²	五木村	有
49	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	村 道 (高野連絡線)	301	m ²	五木村	有
50	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び丙字土会平地内	村 道 (土会平支線)	889	m ²	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
51	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	林 道 (三方谷線)	1,695	m ²	五木村	有
52	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	砂防施設 (砂防堰堤)	2	基	熊本県	有
53	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木及び字野々脇地内	配水管	127	m	五木村	有
54	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び乙字下小鶴地 内	配水管	70	m	五木村	有
55	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字下小鶴地 内	配水管	362	m	五木村	有
56	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴及び字久領地内	配水管	93	m	五木村	有
57	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	配水管	260	m	五木村	有
58	熊本県球磨郡五木村甲字下 手地内	配水管	92	m	五木村	有
59	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び甲字下手地内	配水管	166	m	五木村	有
60	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配水管	83	m	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
61	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配水管	61 m	五木村	有
62	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配水管	21 m	五木村	有
63	熊本県球磨郡五木村甲字 松本及び字田口地内	配水管	185 m	五木村	有
64	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び字中島並びに 乙字高野地内	配水管	138 m	五木村	有
65	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴地内	消火栓	1 箇所	五木村	有
66	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	消火栓	1 箇所	五木村	有
67	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	防火水槽	1 箇所	五木村	有
68	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽地内	シイタケ栽培施設 (清楽椎茸生産団地)	14,725 m ²	五木村	有
69	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	溪流ヴィラ ITSUKI	16,010 m ²	五木村	有
70	熊本県球磨郡五木村甲字 松本地内	鹿肉解体所	522 m ²	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
71	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	配電線 (地下ケーブル)	151	m	九州電力 送配電 株式会社	有
72	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	配 電 線	4	m	九州電力 送配電 株式会社	有
73	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	配電線・支線 (電柱 1 本)	146	m	九州電力 送配電 株式会社	有
74	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	配電線・支線 (電柱 10 本)	358	m	九州電力 送配電 株式会社	有
75	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	配電線 (地下ケーブル)	242	m	九州電力 送配電 株式会社	有
76	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	配 電 線	161	m	九州電力 送配電 株式会社	有
77	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	配 電 線	24	m	九州電力 送配電 株式会社	有
78	熊本県球磨郡五木村甲字 小濱地内	支 線 (電柱 1 本)	49	m	九州電力 送配電 株式会社	有
79	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	配 電 線 (電柱 1 本)	11	m	九州電力 送配電 株式会社	有
80	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野地内	支 線 (電柱 1 本)	2	m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
81	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	配 電 線	106 m	九州電力 送配電 株式会社	有
82	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川及び字金川地内	配 電 線 (鉄柱 3 本)	341 m	九州電力 送配電 株式会社	有
83	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱、字北瀬 目及び字状越並びに丙字金 川、字古金川及び字清楽 地内	配電線・支線 (電柱 46 本、 鉄柱 9 本)	2,671 m	九州電力 送配電 株式会社	有
84	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字野々脇地内	配電線・支線 (電柱 2 本)	175 m	九州電力 送配電 株式会社	有
85	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字宮目木及び字 状越地内	配電線・支線 (電柱 8 本)	603 m	九州電力 送配電 株式会社	有
86	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木地内	配 電 線	44 m	九州電力 送配電 株式会社	有
87	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	配 電 線	131 m	九州電力 送配電 株式会社	有
88	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木地内	配 電 線	34 m	九州電力 送配電 株式会社	有
89	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字太平地内	配電線・支線 (電柱 13 本、 鉄柱 6 本)	1,331 m	九州電力 送配電 株式会社	有
90	熊本県球磨郡五木村甲字 太平地内	支 線 (電柱 1 本)	18 m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
91	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	配 電 線 (電柱 3 本)	133 m	九州電力 送配電 株式会社	有
92	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	配 電 線 (電柱 1 本)	10 m	九州電力 送配電 株式会社	有
93	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び丙字逆瀬川地内	配電線・支線 (電柱 9 本、 鉄柱 2 本)	349 m	九州電力 送配電 株式会社	有
94	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支 線 (電柱 1 本)	7 m	九州電力 送配電 株式会社	有
95	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支 線 (電柱 1 本)	7 m	九州電力 送配電 株式会社	有
96	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支 線 (電柱 1 本)	91 m	九州電力 送配電 株式会社	有
97	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字三方谷地 内	配電線・支線 (電柱 8 本)	406 m	九州電力 送配電 株式会社	有
98	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支 線 (電柱 1 本)	11 m	九州電力 送配電 株式会社	有
99	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	配 電 線 (電柱 1 本)	57 m	九州電力 送配電 株式会社	有
100	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配 電 線	4 m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
101	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷、字鶴地、字打揚 及び字下谷並びに丙字逆 瀬川地内	配電線・支線 （電柱 9 本、 鉄柱 2 本）	1,568 m	九州電力 送配電 株式会社	有
102	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配 電 線 （電柱 1 本）	59 m	九州電力 送配電 株式会社	有
103	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配 電 線	22 m	九州電力 送配電 株式会社	有
104	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配 電 線	20 m	九州電力 送配電 株式会社	有
105	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴地及び字打揚地内	配電線・支線 （電柱 4 本）	206 m	九州電力 送配電 株式会社	有
106	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	配電線 （地下ケーブル）	42 m	九州電力 送配電 株式会社	有
107	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	107 m	九州電力 送配電 株式会社	有
108	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	支 線 （電柱 1 本）	44 m	九州電力 送配電 株式会社	有
109	熊本県球磨郡五木村甲字 板木及び字下手地内	配電線・支線 （電柱 5 本）	253 m	九州電力 送配電 株式会社	有
110	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	配電線・支線 （電柱 14 本）	634 m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
111	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	支 線	3 m	九州電力 送配電 株式会社	有
112	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	配 電 線	30 m	九州電力 送配電 株式会社	有
113	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	配電線・支線 （電柱 2 本）	226 m	九州電力 送配電 株式会社	有
114	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配電線・支線 （電柱 2 本）	79 m	九州電力 送配電 株式会社	有
115	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	配電線・支線 （電柱 10 本）	291 m	九州電力 送配電 株式会社	有
116	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	122 m	九州電力 送配電 株式会社	有
117	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	配電線・支線 （電柱 22 本）	695 m	九州電力 送配電 株式会社	有
118	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	配電線	74 m	九州電力 送配電 株式会社	有
119	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	配電線 （地下ケーブル）	85 m	九州電力 送配電 株式会社	有
120	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	配電線	7 m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
121	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	支 線	10 m	九州電力 送配電 株式会社	有
122	熊本県球磨郡五木村甲字 下手、乙字久領及び字下小 鶴並びに丙字池ノ鶴地内	配電線・支線 （電柱 11 本）	506 m	九州電力 送配電 株式会社	有
123	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	配電線・支線 （電柱 8 本）	234 m	九州電力 送配電 株式会社	有
124	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	支 線 （電柱 1 本）	18 m	九州電力 送配電 株式会社	有
125	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び乙字下小鶴地 内	配電線・支線 （電柱 2 本）	154 m	九州電力 送配電 株式会社	有
126	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴及び字久領地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	25 m	九州電力 送配電 株式会社	有
127	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	支 線 （電柱 1 本）	18 m	九州電力 送配電 株式会社	有
128	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字高野地内	配電線・支線 （電柱 7 本）	259 m	九州電力 送配電 株式会社	有
129	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	配電線	80 m	九州電力 送配電 株式会社	有
130	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	支 線	10 m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
131	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線 (電柱 6 本)	124 m	九州電力 送配電 株式会社	有
132	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線	53 m	九州電力 送配電 株式会社	有
133	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線	16 m	九州電力 送配電 株式会社	有
134	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線 (電柱 1 本)	20 m	九州電力 送配電 株式会社	有
135	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線・支線 (電柱 1 本)	24 m	九州電力 送配電 株式会社	有
136	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線	29 m	九州電力 送配電 株式会社	有
137	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	支 線	36 m	九州電力 送配電 株式会社	有
138	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉地内	配電線・支線 (電柱 15 本)	814 m	九州電力 送配電 株式会社	有
139	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字高野地内	配電線・支線 (電柱 1 本)	127 m	九州電力 送配電 株式会社	有
140	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	配電線・支線 (電柱 1 本)	48 m	九州電力 送配電 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
141	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字椎葉地内	支 線	25 m	九州電力 送配電 株式会社	有
142	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字椎葉地内	支 線	24 m	九州電力 送配電 株式会社	有
143	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	送電線	133 m	九州電力 送配電 株式会社	有
144	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び甲字溝口地内	送電線	352 m	九州電力 送配電 株式会社	有
145	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び字中島並びに 乙字高野地内	送電線	348 m	九州電力 送配電 株式会社	有
146	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	送電線	6 m	九州電力 送配電 株式会社	有
147	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	送電線	19 m	九州電力 送配電 株式会社	有
148	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	開閉所	1 箇所	九州電力 送配電 株式会社	有
149	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱、字北瀬目、 字状越及び字大平並びに 丙字古金川及び字金川地内	警報装置用通信ケーブル	3,903 m	九州電力 株式会社	有
150	熊本県球磨郡五木村甲字 北瀬目地内	警報装置用通信ケーブル (電柱1本(警報装置))	39 m	九州電力 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
151	熊本県球磨郡五木村甲字 大平、字三方谷、字鶴地、 字打揚及び字下谷並びに 丙字逆瀬川地内	警報装置用通信ケーブル	2,178	m	九州電力 株式会社	有
152	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	発電所 (川辺川第1発電所)	1	箇所	九州電力 株式会社	有
153	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	導水路	865	m	九州電力 株式会社	有
154	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	導水路	440	m	九州電力 株式会社	有
155	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	導水路	59	m	九州電力 株式会社	有
156	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字板木地内	取水施設 (川辺川第1取水場)	1	箇所	九州電力 株式会社	有
157	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	取水施設 (板木川取水堰)	1	箇所	九州電力 株式会社	有
158	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	導水路	64	m	九州電力 株式会社	有
159	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	通信線	50	m	九州電力 株式会社	有
160	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川並びに甲字下谷及び 字板木地内	雑用水管	418	m	九州電力 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
161	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字板木地内	通信線・支線 (電柱2本・監視カメラ)	135 m	九州電力 株式会社	有
162	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫及び字小平 地内	導水路	554 m	J N C 株式会社	有
163	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	水路橋 (野原水路橋)	34 m	J N C 株式会社	有
164	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	導水路	292 m	J N C 株式会社	有
165	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	取水施設 (野原溪流取水堰)	1 箇所	J N C 株式会社	有
166	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	導水路	77 m	J N C 株式会社	有
167	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川、字金川及び字清楽 地内	導水路	1,015 m	J N C 株式会社	有
168	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽地内	導水路	77 m	J N C 株式会社	有
169	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字状越地内	取水施設 (川辺川第二堰堤)	1 箇所	J N C 株式会社	有
170	熊本県球磨郡五木村甲字 状越地内	導水路	97 m	J N C 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
171	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字野々脇地内	取水施設 (野々脇溪流取水堰)	1 箇所	J N C 株式会社	有
172	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	発電所 (頭地発電所)	1 箇所	J N C 株式会社	有
173	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	送電線	116 m	J N C 株式会社	有
174	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	導水路	28 m	J N C 株式会社	有
175	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	導水路	18 m	J N C 株式会社	有
176	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫地内	導水路	28 m	J N C 株式会社	有
177	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴及び字九折瀬地内	取水施設 (川辺川取水堰)	1 箇所	J N C 株式会社	有
178	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	電 線	6 m	J N C 株式会社	有
179	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	電 線 (電柱 1 本)	15 m	J N C 株式会社	有
180	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び字中島並びに 乙字高野地内	送電線	301 m	J N C 株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
181	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	送電線 (鉄塔 1 基)	53 m	J N C 株式会社	有
182	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉並びに丙 字土会平地内	送電線	166 m	J N C 株式会社	有
183	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	導水路中間 排砂施設	1 箇所	J N C 株式会社	有
184	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字椎葉地内	送電線	125 m	J N C 株式会社	有
185	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	電 話 線 (地下ケーブル)	147 m	西日本電信 電話株式会社	有
186	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	電 話 線 (地下ケーブル)	185 m	西日本電信 電話株式会社	有
187	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	電 話 線	2 m	西日本電信 電話株式会社	有
188	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	電 話 線 (地下ケーブル) (電柱 1 本)	10 m	西日本電信 電話株式会社	有
189	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	電 話 線 (地下ケーブル) (マンホール 1 箇所)	162 m	西日本電信 電話株式会社	有
190	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	電 話 線 (地下ケーブル)	245 m	西日本電信 電話株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
191	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	電 話 線	26	m	西日本電信 電話株式会社	有
192	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	電 話 線 (地下ケーブル)	86	m	西日本電信 電話株式会社	有
193	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字宮目木地内	電話線・支線 (電柱 7 本)	543	m	西日本電信 電話株式会社	有
194	熊本県球磨郡五木村甲字 状越、字大平、字三方谷、 字辻、字鶴地、字打揚、 字下谷及び字板木地内	電話線・支線 (電柱 83 本)	3,540	m	西日本電信 電話株式会社	有
195	熊本県球磨郡五木村甲字 状越地内	電 話 線	122	m	西日本電信 電話株式会社	有
196	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	電 話 線	130	m	西日本電信 電話株式会社	有
197	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	電 話 線	9	m	西日本電信 電話株式会社	有
198	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	支 線 (電柱 1 本)	12	m	西日本電信 電話株式会社	有
199	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	支 線	50	m	西日本電信 電話株式会社	有
200	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷及び字辻地内	電話線・支線 (電柱 2 本)	164	m	西日本電信 電話株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
201	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	支 線	28 m	西日本電信 電話株式会社	有
202	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	電 話 線	60 m	西日本電信 電話株式会社	有
203	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴地及び字打揚地内	電 話 線 (電柱 2 本)	183 m	西日本電信 電話株式会社	有
204	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷地内	支 線 (電柱 1 本)	15 m	西日本電信 電話株式会社	有
205	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	電 話 線 (電柱 1 本)	33 m	西日本電信 電話株式会社	有
206	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	電 話 線 (地下ケーブル)	42 m	西日本電信 電話株式会社	有
207	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	電話線・支線 (電柱 4 本)	673 m	西日本電信 電話株式会社	有
208	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	電 話 線	79 m	西日本電信 電話株式会社	有
209	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	電話線 (電柱 7 本)	223 m	西日本電信 電話株式会社	有
210	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	電 話 線	20 m	西日本電信 電話株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
211	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	電 話 線 (電柱 14 本)	851 m	西日本電信 電話株式会社	有
212	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	電 話 線	243 m	西日本電信 電話株式会社	有
213	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電話線・支線 (電柱 2 本)	169 m	西日本電信 電話株式会社	有
214	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電話線・支線 (電柱 2 本)	109 m	西日本電信 電話株式会社	有
215	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電 話 線	83 m	西日本電信 電話株式会社	有
216	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電 話 線 (地下ケーブル)	84 m	西日本電信 電話株式会社	有
217	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴及び字九折瀬地内	電 話 線 (地下ケーブル)	59 m	西日本電信 電話株式会社	有
218	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重、乙字下小鶴及び 字久領並びに甲字下手地 内	電話線・支線 (電柱 12 本)	449 m	西日本電信 電話株式会社	有
219	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び甲字下手地内	電話線・支線 (電柱 3 本)	338 m	西日本電信 電話株式会社	有
220	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	支 線 (電柱 1 本)	51 m	西日本電信 電話株式会社	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
221	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	支 線 (電柱 1 本)	27 m	西日本電信 電話株式会社	有
222	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び字下小鶴地内	電 話 線	229 m	西日本電信 電話株式会社	有
223	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字高野地内	電話線	262 m	西日本電信 電話株式会社	有
224	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	電話線・支線 (電柱 1 本)	58 m	西日本電信 電話株式会社	有
225	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉地内	電話線・支線 (電柱 17 本)	926 m	西日本電信 電話株式会社	有
226	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字高野地内	電 話 線	133 m	西日本電信 電話株式会社	有
227	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	電 話 線	57 m	西日本電信 電話株式会社	有
228	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	通 信 線 (地下ケーブル)	157 m	相良村	有
229	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	通 信 線	9 m	相良村	有
230	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	通 信 線	155 m	相良村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
231	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	通 信 線 (地下ケーブル)	236	m	相良村	有
232	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	通 信 線	107	m	五木村	有
233	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	通 信 線	131	m	五木村	有
234	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木及び字状越地内	通信線・支線 (電柱 2 本)	535	m	五木村	有
235	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	通 信 線	57	m	五木村	有
236	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	通 信 線	23	m	五木村	有
237	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	通 信 線 (地下ケーブル)	42	m	五木村	有
238	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重並びに甲字板木及 び字下手地内	通 信 線 (地下ケーブル)	180	m	五木村	有
239	熊本県球磨郡五木村甲字 下手、乙字久領及び字下小 鶴並びに丙字池ノ鶴地内	通信線・支線 (電柱 2 本)	903	m	五木村	有
240	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	通 信 線 (電柱 5 本)	819	m	五木村	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
241	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	通 信 線	109	m	五木村	有
242	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び乙字下小鶴地 内	通 信 線	193	m	五木村	有
243	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	通 信 線	265	m	五木村	有
244	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	通 信 線	195	m	五木村	有
245	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉地内	通信線・支線 （電柱 3 本）	861	m	五木村	有
246	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字高野地内	通信線・支線 （電柱 1 本）	115	m	五木村	有
247	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	通 信 線	67	m	五木村	有
248	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	通 信 線 （地下ケーブル）	155	m	株式会社 QTnet	有
249	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	通 信 線	160	m	株式会社 QTnet	有
250	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	通 信 線	7	m	株式会社 QTnet	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無
251	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	通 信 線	152 m	株式会社 QTnet	有
252	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	通 信 線 (地下ケーブル)	240 m	株式会社 QTnet	有
253	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	通 信 線	22 m	株式会社 QTnet	有
254	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	通 信 線	104 m	株式会社 QTnet	有
255	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	通 信 線	130 m	株式会社 QTnet	有
256	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	通 信 線	57 m	株式会社 QTnet	有
257	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	通 信 線	22 m	株式会社 QTnet	有
258	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	通 信 線 (地下ケーブル)	42 m	株式会社 QTnet	有
259	熊本県球磨郡五木村甲字 板木及び字下手地内	通 信 線	257 m	株式会社 QTnet	有
260	熊本県球磨郡五木村甲字 下手、乙字久領及び字下小 鶴並びに丙字池ノ鶴地内	通 信 線	1, 121 m	株式会社 QTnet	有

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考	
					管 理 者	意見書 の有無
261	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	通 信 線	291	m	株式会社 QTnet	有
262	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	通 信 線	686	m	株式会社 QTnet	有
263	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	通 信 線	170	m	株式会社 QTnet	有
264	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	通 信 線	45	m	株式会社 QTnet	有
265	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平並びに乙字高野及び 字椎葉地内	通 信 線	517	m	株式会社 QTnet	有
266	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	通 信 線	39	m	株式会社 QTnet	有

添付書類第 3 号

法第 4 条に規定する土地の管理者の意見書

照会文 （写し） 17 通

回答文 （写し） 17 通

国九整辺用第34号

令和7年2月3日

国道管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
1	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	国 道 (一般国道 445 号)	1,691	m ²	
2	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	国 道 (一般国道 445 号)	1,461	m ²	
3	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇地内	国 道 (一般国道 445 号)	1	m ²	
4	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	国 道 (一般国道 445 号)	65	m ²	
5	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	国 道 (一般国道 445 号)	176	m ²	
6	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	国 道 (一般国道 445 号)	792	m ²	
7	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	国 道 (一般国道 445 号)	929	m ²	
8	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	国 道 (一般国道 445 号)	417	m ²	
9	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	国 道 (一般国道 445 号)	163	m ²	
10	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	国 道 (一般国道 445 号)	355	m ²	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
11	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口及び乙字掛迫地内	国 道 (一般国道 445 号)	932	m ²	
12	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴及び字九折瀬地内	国 道 (一般国道 445 号)	321	m ²	

道保第 535 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 3 日

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号

国土交通大臣 中野 洋昌 様

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号

九州地方整備局長 森田 康夫 様

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317 番地

川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 様

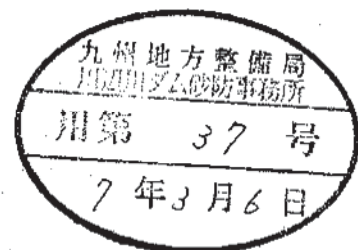
国道管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬



土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見について (回答)

令和 7 年 2 月 3 日付け国九整辺用第 34 号で意見照会がありましたこのことについては、当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

県道管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

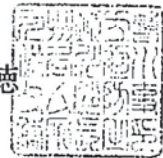
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
13	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	県道 (主要地方道 宮原五木線)	255	m ²	
14	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び乙字久領地内	県道 (主要地方道 宮原五木線)	3,698	m ²	

道保第 536 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 3 日

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号

国土交通大臣 中野 洋昌 様

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号

九州地方整備局長 森田 康夫 様

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317 番地

川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 様

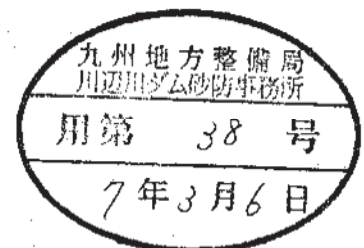
県道管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬



土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見について (回答)

令和 7 年 2 月 3 日付け国九整辺用第 34 号で意見照会がありましたこのことについては、当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

村道管理者 相良村

上記代表者 相良村長 吉松 啓一 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

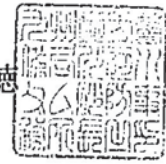
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
15	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫及び字野原 地内	村道 (初神野原線)	3,770	m ²	
16	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	村道 (深水野原線)	60	m ²	
17	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	村道 (深水野原線)	1,013	m ²	
18	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	村道 (椎葉線)	1,743	m ²	

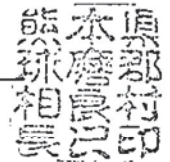
相建第368号の2

令和7年2月6日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

道路管理者 相良村

上記代表者 相良村長 吉松 啓

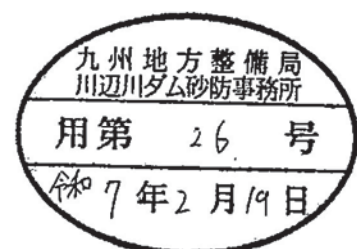


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

村道管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

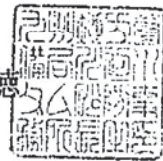
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
19	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱、字濱野、 字北瀬目、字状越、字大 平、字三方谷、字辻、字 鶴地、字打揚、字下谷、 字板木及び字下手地内	村 道 (川辺川線)	41,429	m ²	
20	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱及び字濱 野地内	村 道 (小浜連絡線)	3,783	m ²	
21	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川地内	村 道 (野々脇金川線)	17	m ²	
22	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川及び字金川並びに 甲字北瀬目地内	村 道 (金川連絡線)	7,306	m ²	
23	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字野々脇地内	村 道 (清楽線)	1,331	m ²	
24	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇地内	村 道 (野々脇連絡線)	2,134	m ²	
25	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字宮目木地内	村 道 (瀬目線)	2,249	m ²	
26	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字状越地内	村 道 (野々脇金川線)	1,349	m ²	
27	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	村 道 (大平連絡線)	2,059	m ²	
28	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字三方谷地 内	村 道 (逆瀬川線)	1,328	m ²	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備 考
29	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字三方谷地 内	村 道 (逆瀬川支線)	750	m ²	
30	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴地及び字打揚地内	村 道 (鶴地下谷線)	1,859	m ²	
31	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	村 道 (下谷線)	181	m ²	
32	熊本県球磨郡五木村甲字 板木及び字下手地内	村 道 (下手連絡線)	2,049	m ²	
33	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重並びに甲字板木及 び字下手地内	村 道 (土会平線)	1,100	m ²	
34	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び字池ノ鶴並び に甲字板木及び字下手地 内	村 道 (小川支線)	5,735	m ²	
35	熊本県球磨郡五木村甲字 下手並びに乙字久領、字 下小鶴、字高野鶴、字高野 及び字椎葉地内	村 道 (小川線)	9,583	m ²	
36	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	村 道 (中学校線)	479	m ²	
37	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	村 道 (新泉寺線)	318	m ²	
38	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴及び丙字池ノ鶴地 内	村 道 (池の鶴線)	1,555	m ²	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
39	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字高野地内	村道 (池の鶴線)	283	m ²	
40	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	村道 (川辺川線)	1,025	m ²	
41	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	村道 (田口線)	410	m ²	
42	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	村道 (溝の口連絡線)	1,020	m ²	
43	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	村道 (川辺川線)	8,441	m ²	
44	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	村道 (椿橋線)	580	m ²	
45	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	村道 (掛橋連絡線)	710	m ²	
46	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫地内	村道 (久領神屋敷線)	227	m ²	
47	熊本県球磨郡五木村乙字 高野並びに丙字中島及び 字池ノ鶴地内	村道 (高野橋線)	910	m ²	
48	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	村道 (高野橋線)	7	m ²	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
49	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	村道 (高野連絡線)	301	m ²	
50	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び丙字土会平地内	村道 (土会平支線)	889	m ²	

五建第927号
令和7年2月10日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

村道管理者 五木村
上記代表者 五木村長 木下 丈二

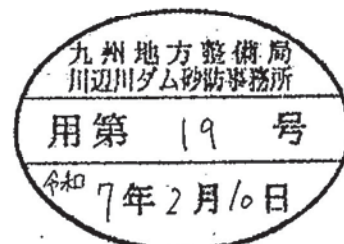


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

林道管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

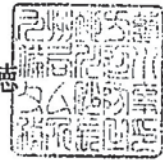
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
51	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	林道 （三方谷線）	1,695 m ²	

五建第927号
令和7年2月10日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

林道管理者 五木村
上記代表者 五木村長 木下 丈二

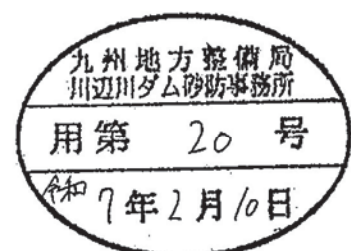


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

砂防施設管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

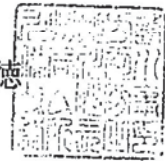
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
52	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	砂防施設 (砂防堰堤)	2 基	

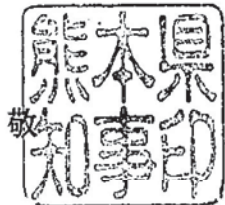
砂第199号
令和7年(2025年)2月19日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 様

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 様

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 様

砂防施設管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敬

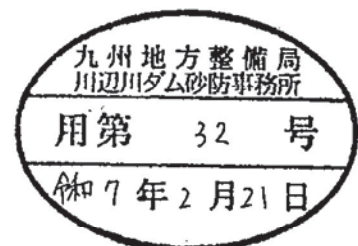


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について(回答)

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

上水道施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

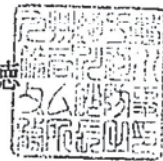
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
53	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木及び字野々脇地内	配水管	127	m	
54	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び乙字下小鶴地 内	配水管	70	m	
55	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字下小鶴地 内	配水管	362	m	
56	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴及び字久領地内	配水管	93	m	
57	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	配水管	260	m	
58	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	配水管	92	m	
59	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び甲字下手地内	配水管	166	m	
60	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配水管	83	m	
61	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配水管	61	m	
62	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配水管	21	m	

記

図 面 表 示 番 号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土 地 の 面 積 等		備 考
63	熊本県球磨郡五木村甲字 松本及び字田口地内	配水管	185	m	
64	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び字中島並びに 乙字高野地内	配水管	138	m	

五建第927号
令和7年2月10日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

上水道管理者 五木村
上記代表者 五木村長

木下 丈二

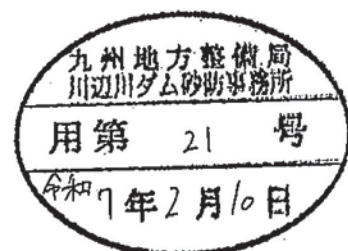


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

消防施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

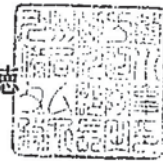
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
65	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴地内	消火栓	1 箇所	
66	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	消火栓	1 箇所	
67	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	防火水槽	1 箇所	

五建第927号
令和7年2月10日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

消防施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二

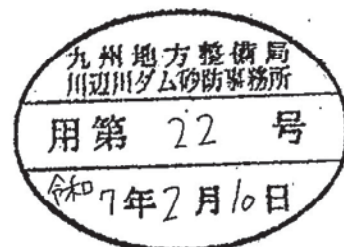


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

公共施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

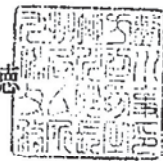
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
68	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽地内	シイタケ栽培施設 (清楽椎茸生産団地)	14,725	m ²	
69	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	溪流ヴィラ ITSUKI	16,010	m ²	
70	熊本県球磨郡五木村甲字 松本地内	鹿肉解体所	522	m ²	

五建第927号
令和7年2月10日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

公共施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二

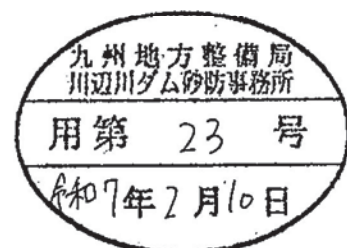


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

九州電力送配電株式会社

人吉配電事業所 所長 内濱 猛敏 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

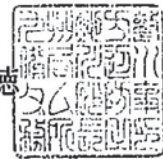
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
71	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	配電線 (地下ケーブル)	151	m	
72	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	配電線	4	m	
73	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	配電線・支線 (電柱1本)	146	m	
74	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	配電線・支線 (電柱10本)	358	m	
75	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	配電線 (地下ケーブル)	242	m	
76	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	配電線	161	m	
77	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	配電線	24	m	
78	熊本県球磨郡五木村甲字 小濱地内	支線 (電柱1本)	49	m	
79	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	配電線 (電柱1本)	11	m	
80	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野地内	支線 (電柱1本)	2	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備 考
81	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	配電線	106	m	
82	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川及び字金川地内	配電線 （鉄柱3本）	341	m	
83	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱、字北瀬 目及び字状越並びに丙字金 川、字古金川及び字清楽 地内	配電線・支線 （電柱46本、 鉄柱9本）	2,671	m	
84	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字野々脇地内	配電線・支線 （電柱2本）	175	m	
85	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字宮目木及び字 状越地内	配電線・支線 （電柱8本）	603	m	
86	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木地内	配電線	44	m	
87	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	配電線	131	m	
88	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木地内	配電線	34	m	
89	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字大平地内	配電線・支線 （電柱13本、 鉄柱6本）	1,331	m	
90	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	支線 （電柱1本）	18	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
91	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	配電線 （電柱3本）	133 m	
92	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	配電線 （電柱1本）	10 m	
93	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び丙字逆瀬川地内	配電線・支線 （電柱9本、 鉄柱2本）	349 m	
94	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支線 （電柱1本）	7 m	
95	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支線 （電柱1本）	7 m	
96	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支線 （電柱1本）	91 m	
97	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字三方谷地 内	配電線・支線 （電柱8本）	406 m	
98	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	支線 （電柱1本）	11 m	
99	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	配電線 （電柱1本）	57 m	
100	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配電線	4 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
101	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷、字鶴地、字打揚 及び字下谷並びに丙字逆 瀬川地内	配電線・支線 (電柱 9 本、 鉄柱 2 本)	1,568	m	
102	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配電線 (電柱 1 本)	59	m	
103	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配電線	22	m	
104	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	配電線	20	m	
105	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴地及び字打揚地内	配電線・支線 (電柱 4 本)	206	m	
106	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	配電線 (地下ケーブル)	42	m	
107	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	配電線・支線 (電柱 1 本)	107	m	
108	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	支線 (電柱 1 本)	44	m	
109	熊本県球磨郡五木村甲字 板木及び字下手地内	配電線・支線 (電柱 5 本)	253	m	
110	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	配電線・支線 (電柱 14 本)	634	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
111	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	支線	3 m	
112	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	配電線	30 m	
113	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	配電線・支線 （電柱 2 本）	226 m	
114	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	配電線・支線 （電柱 2 本）	79 m	
115	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	配電線・支線 （電柱 10 本）	291 m	
116	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	122 m	
117	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	配電線・支線 （電柱 22 本）	695 m	
118	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	配電線	74 m	
119	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	配電線 （地下ケーブル）	85 m	
120	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	配電線	7 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
121	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	支線	10	m	
122	熊本県球磨郡五木村甲字 下手、乙字久領及び字下小 鶴並びに丙字池ノ鶴地内	配電線・支線 （電柱 11 本）	506	m	
123	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	配電線・支線 （電柱 8 本）	234	m	
124	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	支線 （電柱 1 本）	18	m	
125	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び乙字下小鶴地 内	配電線・支線 （電柱 2 本）	154	m	
126	熊本県球磨郡五木村乙字 下小鶴及び字久領地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	25	m	
127	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	支線 （電柱 1 本）	18	m	
128	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字高野地内	配電線・支線 （電柱 7 本）	259	m	うち、電柱 3 本は熊本支社 （通信部門）所 有柱
129	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	配電線	80	m	
130	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	支線	10	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備 考
131	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線 （電柱 6 本）	124	m	うち、電柱 3 本は熊本支社 （通信部門）所 有柱
132	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線	53	m	
133	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線	16	m	
134	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線 （電柱 1 本）	20	m	
135	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	24	m	
136	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	配電線	29	m	
137	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	支 線	36	m	
138	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉地内	配電線・支線 （電柱 15 本）	814	m	
139	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字高野地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	127	m	
140	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	配電線・支線 （電柱 1 本）	48	m	

記

図 面 表 示 番 号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の 種 類	供している 土地の 面積等		備 考
141	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字椎葉地内	支 線	25	m	
142	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字椎葉地内	支 線	24	m	

回答文書

人吉配第 284 号
令和 7 年 2 月 19 日

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

九州電力送配電株式会社
人吉配電事業所
所長 内濱 猛敏

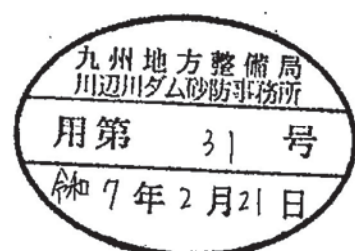


土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見について（回答）

令和 7 年 2 月 3 日付け国九整辺用第 34 号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

九州電力送配電株式会社

熊本支社長 井手 利浩 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

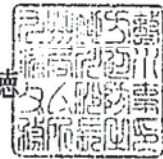
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
143	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	送電線	133	m	
144	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び甲字溝口地内	送電線	352	m	
145	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び字中島並びに 乙字高野地内	送電線	348	m	
146	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	送電線	6	m	
147	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	送電線	19	m	
148	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	開閉所	1	箇所	

第 号
令和 7年 2月 18日

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 殿

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

九州電力送配電株式会社
熊本支社長 井手



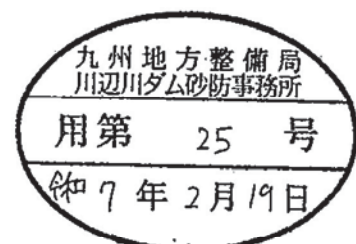
土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。

なお、当該土地の起業地編入に伴い、電気事業の用に供しなくなる既存送電設備（支障物件）の移設等が必要となるため、今後、協議をお願いします。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

九州電力株式会社

熊本支店長 永原 聖也 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

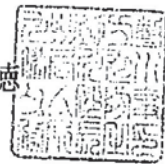
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備 考
149	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字小濱、字北瀬目、 字状越及び字大平並びに 丙字古金川及び字金川地 内	警報装置用通信ケーブル	3,903 m	
150	熊本県球磨郡五木村甲字 北瀬目地内	警報装置用通信ケーブル （電柱1本（警報装置））	39 m	
151	熊本県球磨郡五木村甲字 大平、字三方谷、字鶴地、 字打揚及び字下谷並びに 丙字逆瀬川地内	警報装置用通信ケーブル	2,178 m	
152	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	発電所 （川辺川第1発電所）	1 箇所	
153	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	導水路	865 m	
154	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	導水路	440 m	
155	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	導水路	59 m	
156	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字板木地内	取水施設 （川辺川第1取水場）	1 箇所	
157	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	取水施設 （板木川取水堰）	1 箇所	
158	熊本県球磨郡五木村甲字 板木地内	導水路	64 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
159	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川地内	通信線	50	m	
160	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川並びに甲字下谷及び 字板木地内	雑用水管	418	m	
161	熊本県球磨郡五木村丙字 逆瀬川及び甲字板木地内	通信線・支線 （電柱2本・監視カメラ）	135	m	

回答文書

熊企立第15号

令和7年2月18日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

九州電力株式会社

執行役員 熊本支店長 永原 聖也

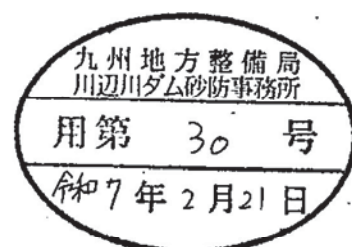


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号
令和7年2月3日

JNC 株式会社

代表取締役社長 浅野 進 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
162	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫及び字小平 地内	導水路	554	m	
163	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	水路橋 (野原水路橋)	34	m	
164	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	導水路	292	m	
165	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	取水施設 (野原溪流取水堰)	1	箇所	
166	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	導水路	77	m	
167	熊本県球磨郡五木村丙字 古金川、字金川及び字清楽 地内	導水路	1,015	m	
168	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽地内	導水路	77	m	
169	熊本県球磨郡五木村丙字 清楽及び甲字状越地内	取水施設 (川辺川第二堰堤)	1	箇所	
170	熊本県球磨郡五木村甲字 状越地内	導水路	97	m	
171	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字野々脇地内	取水施設 (野々脇溪流取水堰)	1	箇所	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
172	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	発電所 (頭地発電所)	1 箇所	
173	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	送電線	116 m	
174	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	導水路	28 m	
175	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	導水路	18 m	
176	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫地内	導水路	28 m	
177	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴及び字九折瀬地内	取水施設 (川辺川取水堰)	1 箇所	
178	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	電 線	6 m	
179	熊本県球磨郡五木村甲字 九折瀬地内	電 線 (電柱 1 本)	15 m	
180	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び字中島並びに 乙字高野地内	送電線	301 m	
181	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	送電線 (鉄塔 1 基)	53 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
182	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉並びに丙 字土会平地内	送電線	166	m	
183	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	導水路中間 排砂施設	1	箇所	
184	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字椎葉地内	送電線	125	m	

回答文書

トミア第 299 号
令和 7 年 2 月 20 日

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号
九 州 地 方 整 備 局 長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

JNC株式会社
上記代表者 代表取締役社長 浅野 進

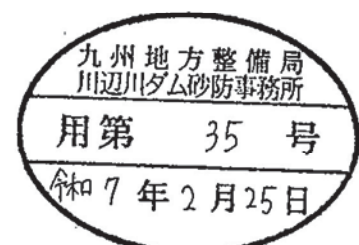


土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見について（回答）

令和 7 年 2 月 3 日付け国九整辺用第 34 号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地内に編入することについて異論はございません。
当社は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に沿って設立されたチッソグループの事業会社であり、当社の事業収益から親会社チッソ株式会社への配当を行い、水俣病患者補償および公的債務償還を行って行く責務があります。
対象の頭地発電所および川辺川第二発電所は、当社事業収益の柱である発電事業を担う主要な発電所であることから、今後補償等の協議をお願いします。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

西日本電信電話株式会社

熊本支店 支店長 二宮 裕一郎 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

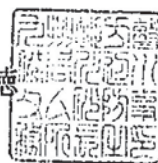
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備 考
185	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	電 話 線 (地下ケーブル)	147	m	
186	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	電 話 線 (地下ケーブル)	185	m	
187	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	電 話 線	2	m	
188	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	電 話 線 (地下ケーブル) (電柱 1 本)	10	m	
189	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	電 話 線 (地下ケーブル) (マンホール 1 箇所)	162	m	
190	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	電 話 線 (地下ケーブル)	245	m	
191	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	電 話 線	26	m	
192	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	電 話 線 (地下ケーブル)	86	m	
193	熊本県球磨郡五木村甲字 状越及び字宮目木地内	電話線・支線 (電柱 7 本)	543	m	
194	熊本県球磨郡五木村甲字 状越、字大平、字三方谷、 字辻、字鶴地、字打揚、 字下谷及び字板木地内	電話線・支線 (電柱 83 本)	3, 540	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等	備考
195	熊本県球磨郡五木村甲字 状越地内	電話線	122 m	
196	熊本県球磨郡五木村甲字 大平地内	電話線	130 m	
197	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	電話線	9 m	
198	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	支線 (電柱1本)	12 m	
199	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	支線	50 m	
200	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷及び字辻地内	電話線・支線 (電柱2本)	164 m	
201	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	支線	28 m	
202	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	電話線	60 m	
203	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴地及び字打揚地内	電話線 (電柱2本)	183 m	
204	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷地内	支線 (電柱1本)	15 m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
205	熊本県球磨郡五木村甲字 板本地内	電話線 (電柱1本)	33	m	
206	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板本地内	電話線 (地下ケーブル)	42	m	
207	熊本県球磨郡五木村甲字 下手地内	電話線・支線 (電柱4本)	673	m	
208	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	電話線	79	m	
209	熊本県球磨郡五木村甲字 田口及び字松本地内	電話線 (電柱7本)	223	m	
210	熊本県球磨郡五木村甲字 田口地内	電話線	20	m	
211	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	電話線 (電柱14本)	851	m	
212	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	電話線	243	m	
213	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電話線・支線 (電柱2本)	169	m	
214	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電話線・支線 (電柱2本)	109	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
215	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電 話 線	83	m	
216	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	電 話 線 (地下ケーブル)	84	m	
217	熊本県球磨郡五木村甲字 鶴及び字九折瀬地内	電 話 線 (地下ケーブル)	59	m	
218	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重、乙字下小鶴及び 字久領並びに甲字下手地 内	電話線・支線 (電柱 12 本)	449	m	
219	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び甲字下手地内	電話線・支線 (電柱 3 本)	338	m	
220	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	支 線 (電柱 1 本)	51	m	
221	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	支 線 (電柱 1 本)	27	m	
222	熊本県球磨郡五木村乙字 久領及び字下小鶴地内	電 話 線	229	m	
223	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴及び乙字高野地内	電話線	262	m	
224	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	電話線・支線 (電柱 1 本)	58	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
225	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉地内	電話線・支線 （電柱 17 本）	926	m	
226	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字高野地内	電 話 線	133	m	
227	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	電 話 線	57	m	

F 委熊支設第 30196 号

令和 7 年 2 月 4 日

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

熊本県熊本市中央区九品寺一丁目 2 番 1 1 号
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社
熊 本 支 店 長 二 宮 裕 一 郎

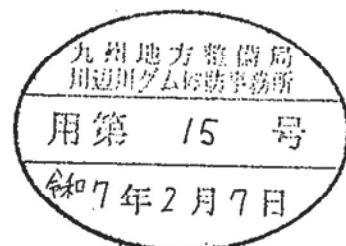


土地収用法第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく意見について（回答）

令和 7 年 2 月 3 日付け国九整辺用第 34 号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号
令和7年2月3日

通信施設管理者 相良村

上記代表者 相良村長 吉松 啓一 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

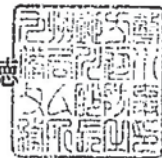
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
228	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	通信線 (地下ケーブル)	157	m	
229	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	通信線	9	m	
230	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	通信線	155	m	
231	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	通信線 (地下ケーブル)	236	m	

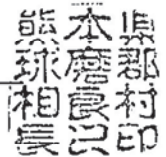
回答文書

相企商第228号の2

令和7年2月18日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

管理者 相良村
上記代表者 相良村長 吉松 啓

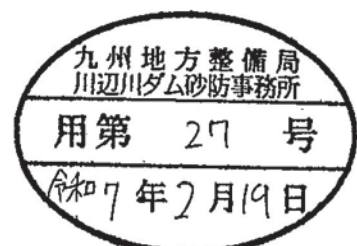


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号
令和7年2月3日

通信施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

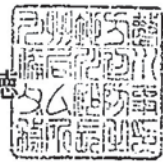
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
232	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	通 信 線	107	m	
233	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	通 信 線	131	m	
234	熊本県球磨郡五木村甲字 宮目木及び字状越地内	通信線・支線 （電柱 2 本）	535	m	
235	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	通 信 線	57	m	
236	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	通 信 線	23	m	
237	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	通 信 線 （地下ケーブル）	42	m	
238	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重並びに甲字板木及 び字下手地内	通 信 線 （地下ケーブル）	180	m	
239	熊本県球磨郡五木村甲字 下手、乙字久領及び字下小 鶴並びに丙字池ノ鶴地内	通信線・支線 （電柱 2 本）	903	m	
240	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	通 信 線 （電柱 5 本）	819	m	
241	熊本県球磨郡五木村乙字 掛迫及び甲字溝口地内	通 信 線	109	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
242	熊本県球磨郡五木村丙字 小八重及び乙字下小鶴地 内	通 信 線	193	m	
243	熊本県球磨郡五木村乙字 久領地内	通 信 線	265	m	
244	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	通 信 線	195	m	
245	熊本県球磨郡五木村乙字 高野及び字椎葉地内	通信線・支線 （電柱 3 本）	861	m	
246	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平及び乙字高野地内	通信線・支線 （電柱 1 本）	115	m	
247	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	通 信 線	67	m	

五建第927号
令和7年2月10日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

通信施設管理者 五木村

上記代表者 五木村長 木下 丈二

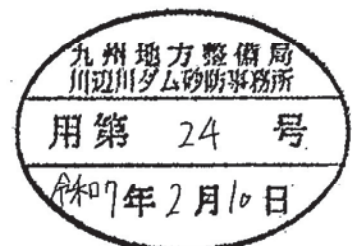


土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



令和7年2月3日

株式会社 QTnet

代表取締役 社長執行役員 小倉 良夫 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

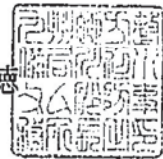
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
248	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	通信線 (地下ケーブル)	155	m	
249	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田及び字山手 地内	通信線	160	m	
250	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平地内	通信線	7	m	
251	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字小平及び字横井 地内	通信線	152	m	
252	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	通信線 (地下ケーブル)	240	m	
253	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	通信線	22	m	
254	熊本県球磨郡五木村甲字 濱野及び字北瀬目地内	通信線	104	m	
255	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字宮目木地内	通信線	130	m	
256	熊本県球磨郡五木村甲字 大平及び字三方谷地内	通信線	57	m	
257	熊本県球磨郡五木村甲字 三方谷地内	通信線	22	m	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設） の種類	供している 土地の 面積等		備考
258	熊本県球磨郡五木村甲字 下谷及び字板木地内	通 信 線 (地下ケーブル)	42	m	
259	熊本県球磨郡五木村甲字 板木及び字下手地内	通 信 線	257	m	
260	熊本県球磨郡五木村甲字 下手、乙字久領及び字下小 鶴並びに丙字池ノ鶴地内	通 信 線	1,121	m	
261	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	通 信 線	291	m	
262	熊本県球磨郡五木村甲字 溝口地内	通 信 線	686	m	
263	熊本県球磨郡五木村丙字 池ノ鶴地内	通 信 線	170	m	
264	熊本県球磨郡五木村乙字 高野地内	通 信 線	45	m	
265	熊本県球磨郡五木村丙字 土会平並びに乙字高野及 び字椎葉地内	通 信 線	517	m	
266	熊本県球磨郡五木村乙字 椎葉地内	通 信 線	39	m	

令和7年2月20日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

福岡市中央区天神一丁目12番20号
株式会社QTnet
代表取締役 社長執行役員 小倉良夫



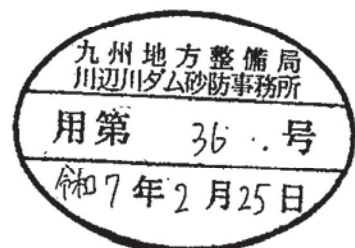
土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。支障となる通信線の移設等については個別に協議し対応いたします。

なお、意見照会の調書に記載がない通信線等についても支障となる場合は個別に協議をお願いいたします。



法令の規定による制限のある土地に
関する行政機関の意見書

照会文 (写し) 6通

回答文 (写し) 6通

国九整辺用第34号

令和7年2月3日

熊本県教育委員会 教育長 白石 伸一 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

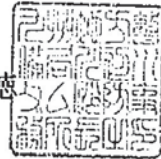
国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図 面 表 示 番 号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施 設）の 種 類	利 用 制 限 法 令 名	供している 土地の面積等		備 考
ア	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (野原遺跡)	文化財保護法	22,708	m ²	
イ	熊本県球磨郡五木村甲 字野々脇及び字小濱地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (小浜遺跡)	文化財保護法	5,313	m ²	
ウ	熊本県球磨郡五木村丙 字金川地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (金川遺跡)	文化財保護法	4,770	m ²	
エ	熊本県球磨郡五木村甲 字野々脇地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (野々脇遺跡)	文化財保護法	4,261	m ²	
オ	熊本県球磨郡五木村甲 字大平地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (大平遺跡)	文化財保護法	1,050	m ²	
カ	熊本県球磨郡五木村丙 字逆瀬川地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (逆瀬川遺跡)	文化財保護法	3,526	m ²	
キ	熊本県球磨郡五木村甲 字下手及び字田口地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (頭地下手(頭地)遺跡)	文化財保護法	40,142	m ²	
ク	熊本県球磨郡五木村乙 字久領地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (久領遺跡)	文化財保護法	10,680	m ²	
ケ	熊本県球磨郡五木村乙 字久領地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (久領上園遺跡)	文化財保護法	6,852	m ²	
コ	熊本県球磨郡五木村甲 字田口地内	周知の埋蔵 文化財包蔵地 (頭地田口C遺跡)	文化財保護法	8,783	m ²	

教文第2315号
令和7年(2025年)2月4日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

熊本県教育委員会
教育長 白石 伸一

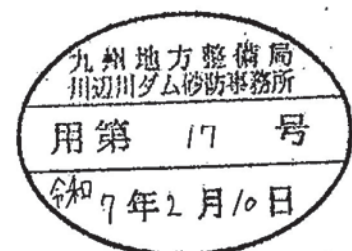


土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について(回答)

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



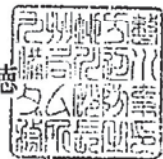
国九整辺用第34号
令和7年2月3日

五木村教育委員会
教育長 西 龍三郎 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類	利用制限 法令名	供している 土地の面積等		備考
サ	熊本県球磨郡五木村甲字下 手地内	旧東小学校校庭 のケヤキ (天然記念物 ：五木村指定)	文化財保護法	2	本	
シ	熊本県球磨郡五木村乙字久 領地内	久領の安心供養碑 (有形文化財 ：五木村指定)	文化財保護法	1	箇所	

五教第2274号
令和7年2月12日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋 昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森 田 康 夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字梁瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 斎 藤 正 徳 殿

五木村教育委員会
教育長 西 龍三郎

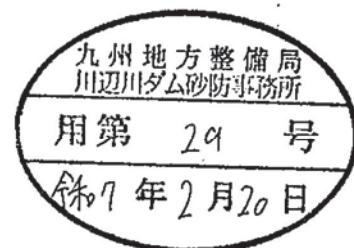


土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

砂防指定地管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

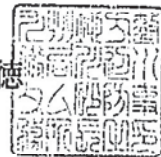
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類	利用制限 法令名	供している 土地の面積等		備考
ス	熊本県球磨郡相良村大字四 浦西字堂迫、字野原、字横井、 字小平、字中ノ原及び字椎葉 道地内	砂防指定地	砂 防 法	71,832	m ²	
セ	熊本県球磨郡相良村大字四 浦東字藤田及び字山手地内 熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇及び字小濱地内	砂防指定地	砂 防 法	87,800	m ²	
ソ	熊本県球磨郡五木村甲字 野々脇、字宮目木及び 字状越地内	砂防指定地	砂 防 法	72,090	m ²	
タ	熊本県球磨郡五木村甲字三 方谷及び字鶴地地内	砂防指定地	砂 防 法	5,809	m ²	
チ	熊本県球磨郡五木村甲字下 谷及び字板木地内	砂防指定地	砂 防 法	5,407	m ²	
ツ	熊本県球磨郡五木村甲字下 手地内	砂防指定地	砂 防 法	2,291	m ²	
テ	熊本県球磨郡五木村甲字下 手地内	砂防指定地	砂 防 法	719	m ²	
ト	熊本県球磨郡五木村甲字松 本及び字溝口地内	砂防指定地	砂 防 法	286	m ²	
ナ	熊本県球磨郡五木村丙字小 八重、字池ノ鶴、字中島及び 字土会平並びに乙字下小鶴、 字高野鶴、字高野及び字椎葉 地内	砂防指定地	砂 防 法	147,285	m ²	

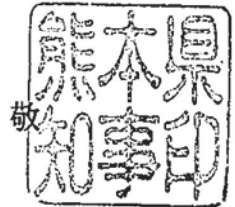
砂第201号
令和7年(2025年)2月19日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 様

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 様

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 様

砂防指定地管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敬

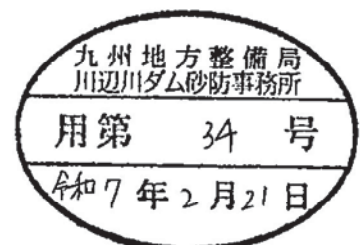


土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について(回答)

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

急傾斜地崩壊危険区域 管理者 熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類	利用制限 法令名	供している 土地の面積等	備考
ニ	熊本県球磨郡五木村甲字大 平地内	急傾斜地 崩壊危険区域	急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に關す る法律	7,364 m ²	
ヌ	熊本県球磨郡五木村甲字三 方谷、字辻及び字鶴地地内	急傾斜地 崩壊危険区域	急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に關す る法律	12,613 m ²	

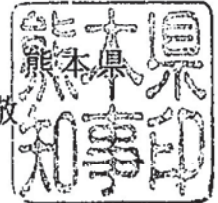
砂第200号
令和7年(2025年)2月19日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 様

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 様

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 様

急傾斜地崩壊危険区域管理者
代表者 熊本県知事 木村 敬

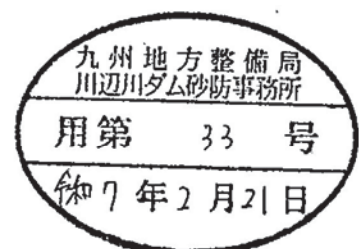


土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について(回答)

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記に
ついて、下記のとおり回答します。

記

起業地に編入することについて支障ありません。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

国土地理院 九州地方測量部

部長 小野 康 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通大臣 中野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

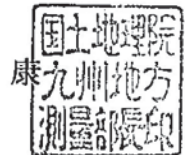
記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類	利用制限 法令名	供している 土地の面積等	備考
ネ	熊本県球磨郡相良村大字四 浦東字藤田地内	測量標 (三等水準点)	測 量 法	1 箇所	
ノ	熊本県球磨郡五木村甲字濱 野地内	測量標 (三等水準点)	測 量 法	1 箇所	
ハ	熊本県球磨郡五木村甲字三 方谷地内	測量標 (三等水準点)	測 量 法	1 箇所	
ヒ	熊本県球磨郡五木村丙字逆 瀬川地内	測量標 (四等三角点)	測 量 法	1 箇所	
フ	熊本県球磨郡五木村甲字板 木地内	測量標 (三等水準点)	測 量 法	1 箇所	

国地九第 709号
令和7年 2月 7日

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿
上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿
上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳 殿

国土交通省国土地理院
九州地方測量部長 小野

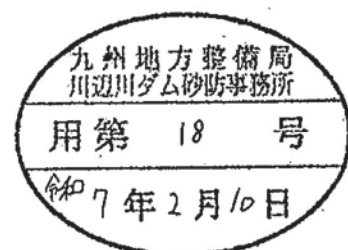


土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（回答）

令和7年2月3日付け国九整辺用第34号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

当該土地を起業地に編入することについて支障ありません。
なお、当該事業実施にあたっては、予め測量標の移転等について協議の上、測量法の規定に基づき所定の手続きをとられるよう申し添えます。



国九整辺用第34号

令和7年2月3日

保安林 管理者 農林水産省

上記代表者 農林水産大臣 江 藤 拓 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫

上記代理人 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

川辺川ダム砂防事務所長 齋 藤 正 徳



土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく
意見について（照会）

今般、国土交通省が施行する一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業のために必要な土地について、土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するにあたり、起業地内に存する貴職管理に係る別紙調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類	利用制限 法令名	供している 土地の面積等	備考
ヘ	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫地内	保安林	森林法	2 m ²	
ホ	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字堂迫地内	保安林	森林法	10 m ²	
マ	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字藤田地内	保安林	森林法	13,273 m ²	
ミ	熊本県球磨郡相良村大字 四浦西字横井地内	保安林	森林法	25,179 m ²	
ム	熊本県球磨郡相良村大字 四浦東字山手地内	保安林	森林法	409 m ²	
メ	熊本県球磨郡五木村丙 字清楽地内	保安林	森林法	21,613 m ²	
モ	熊本県球磨郡五木村丙 字清楽地内	保安林	森林法	5,648 m ²	
ヤ	熊本県球磨郡五木村丙 字銅山地内	保安林	森林法	7.463 m ²	
ユ	熊本県球磨郡五木村丙 字銅山地内	保安林	森林法	568 m ²	
ヨ	熊本県球磨郡五木村丙 字銅山地内	保安林	森林法	298 m ²	

記

図面 表示 番号	県、郡、市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業（施設）の 種類	利用制限 法令名	供している 土地の面積等		備考
ラ	熊本県球磨郡五木村丙 字銅山地内	保安林	森林法	49,622	m ²	
リ	熊本県球磨郡五木村丙 字小八重地内	保安林	森林法	5,252	m ²	
ル	熊本県球磨郡五木村丙 字小八重地内	保安林	森林法	4,402	m ²	
レ	熊本県球磨郡五木村丙 字小八重地内	保安林	森林法	14,357	m ²	
ロ	熊本県球磨郡五木村丙 字池ノ鶴地内	保安林	森林法	7,359	m ²	
ワ	熊本県球磨郡五木村丙 字池ノ鶴地内	保安林	森林法	8,216	m ²	

6 林 整 治 第 1797 号
令 和 7 年 2 月 19 日

起業者

東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣 中野 洋昌 殿

上記代理人

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号
九州地方整備局長 森田 康夫 殿

上記代理人

熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3317
川辺川ダム砂防事務所長 齋藤 正徳 殿

農林水産大臣 江 藤 拓
(押 印 省 略)

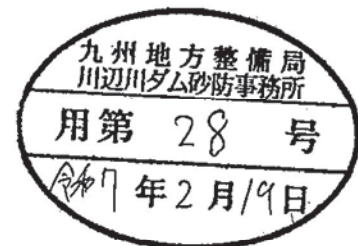
土地収用法第 18 条第 2 項第 5 号の規定に基づく意見照会について（回答）

令和 7 年 2 月 3 日付け国九整辺用第 34 号で意見照会のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

起業地に編入することについて、異存ありません。

なお、事業の実施にあたって、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づく手続きが必要な場合には、所定の手続きについて遺漏なきを期されるよう申し添えます。



令和7年5月16日

国土交通大臣 中 野 洋 昌 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌

上記代理人 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

九州地方整備局長 森 田 康 夫
(公 印 省 略)

土地収用法第15条の14の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

- 1 事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業
- 2 説明のための会合を開催した日時
 - ① 令和6年12月15日 午前10時30分から12時まで
 - ② 令和6年12月15日 午前10時30分から12時まで
- 3 説明のための会合を開催した場所
 - ① 相良村総合体育館1階研修室
 - ② 五木東小学校体育館
- 4 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称
令和6年12月6日の熊本日日新聞（朝刊・第2面）
令和6年12月6日の朝日新聞（朝刊・第21面）
令和6年12月6日の読売新聞（朝刊・第24面）
令和6年12月6日の西日本新聞（朝刊・第16面）
令和6年12月6日の毎日新聞（朝刊・第17面）
令和6年12月6日の人吉新聞（第7面）
- 5 施行規則第1条の2第1項第3号の規定による通知を行った者の数
267名

6 説明のための会合に参加した者の概数

① 42 名

② 23 名

合計 65 名

7 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項
な し

説明会の開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

◆起業者の名称及び住所
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
国土交通大臣 中野 洋昌

◆事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業
（球磨川流域における洪水被害の防止または軽減を目的として、計画に必要となる治水機能の確保と、事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備するもの）
◆事業の施行を予定する土地の所在
川辺川
右岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内から同郡五木村甲字鶴地内まで
左岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内から同郡五木村甲字九折瀬地内まで
五木小川
右岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村丙字土会平地内まで
左岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村乙字椎葉地内まで
◆会場及び日時
一 熊本県球磨郡相良村大字深水二四九三一
相良村総合体育館一階研修室
令和六年十二月十五日（日曜日）
午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）
二 熊本県球磨郡五木村甲三三七四一五一
五木東小学校体育館
令和六年十二月十五日（日曜日）
午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）
◆主催
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
◆問い合わせ
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
電話 ○九六六（三三）三三七四
※詳細は川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトをご覧ください。

説明会の開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

◆起業者の名称及び住所
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
国土交通大臣 中野 洋昌

◆事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業
（球磨川流域における洪水被害の防止または軽減を目的として、計画に必要となる治水機能の確保と、事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備するもの）
◆事業の施行を予定する土地の所在
川辺川
右岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内から同郡五木村甲字鶴地内まで
左岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内から同郡五木村甲字九折瀬地内まで
五木小川
右岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村丙字土会平地内まで
左岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村乙字椎葉地内まで
◆会場及び日時
一 熊本県球磨郡相良村大字深水二四九三一
相良村総合体育館一階研修室
令和六年十二月十五日（日曜日）
午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）
二 熊本県球磨郡五木村甲三三七四一五一
五木東小学校体育館
令和六年十二月十五日（日曜日）
午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）
◆主催
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
◆問い合わせ
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
電話 ○九六六（三三）三三七四
※詳細は川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトをご覧ください。

説明会の開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

◆起業者の名称及び住所
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
国土交通大臣 中野 洋昌

◆事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業
（球磨川流域における洪水被害の防止または軽減を目的として、計画に必要となる治水機能の確保と、事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備するもの）
◆事業の施行を予定する土地の所在
川辺川
右岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内から同郡五木村甲字鶴地内まで
左岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内から同郡五木村甲字九折瀬地内まで
五木小川
右岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村丙字土会平地内まで
左岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村乙字椎葉地内まで
◆会場及び日時
一 熊本県球磨郡相良村大字深水二四九三一
相良村総合体育館一階研修室
令和六年十二月十五日（日曜日）
午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）
二 熊本県球磨郡五木村甲三三七四一五一
五木東小学校体育館
令和六年十二月十五日（日曜日）
午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）
◆主催
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
◆問い合わせ
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
電話 ○九六六（三三）三三七四
※詳細は川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトをご覧ください。

説明会の開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 中野 洋昌

事業の種類

一般河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

（球磨川流域における洪水被害の防止または軽減を目的として、計画に必要となる治水機能の確保と、事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備するもの）

事業の施行を予定する土地の所在

川辺川

右岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内から同郡五木村甲字鶴地内まで

左岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内から同郡五木村甲字九折瀬地内まで

五木小川

右岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村丙字土会平地内まで

左岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村乙字椎葉地内まで

会場及び日時

一 熊本県球磨郡相良村大字深木二四九三一 相良村総合体育館一階研修室

令和六年十二月十五日（日曜日）

午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）

二 熊本県球磨郡五木村甲三三七四一五一 五木東小学校体育館

令和六年十二月十五日（日曜日）

午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）

主催

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

電話 〇九六六（三三）三七四

〇九六六（三三）三七四

※詳細は川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトをご覧ください。

説明会の開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 中野 洋昌

事業の種類

一般河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

（球磨川流域における洪水被害の防止または軽減を目的として、計画に必要となる治水機能の確保と、事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備するもの）

事業の施行を予定する土地の所在

川辺川

右岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内から同郡五木村甲字鶴地内まで

左岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内から同郡五木村甲字九折瀬地内まで

五木小川

右岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村丙字土会平地内まで

左岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村乙字椎葉地内まで

会場及び日時

一 熊本県球磨郡相良村大字深木二四九三一 相良村総合体育館一階研修室

令和六年十二月十五日（日曜日）

午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）

二 熊本県球磨郡五木村甲三三七四一五一 五木東小学校体育館

令和六年十二月十五日（日曜日）

午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）

主催

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

電話 〇九六六（三三）三七四

〇九六六（三三）三七四

※詳細は川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトをご覧ください。

2024 年 12 月 6 日 付 人吉新聞 第 7 面

説明会の開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。

起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 中野 洋昌

事業の種類

一般河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

（球磨川流域における洪水被害の防止または軽減を目的として、計画に必要となる治水機能の確保と、事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指した洪水調節専用の流水型ダムを川辺川に整備するもの）

事業の施行を予定する土地の所在

川辺川

右岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内から同郡五木村甲字鶴地内まで

左岸…熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内から同郡五木村甲字九折瀬地内まで

五木小川

右岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村丙字土会平地内まで

左岸…熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内から同村乙字椎葉地内まで

会場及び日時

一 熊本県球磨郡相良村大字深木二四九三一 相良村総合体育館一階研修室

令和六年十二月十五日（日曜日）

午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）

二 熊本県球磨郡五木村甲三三七四一五一 五木東小学校体育館

令和六年十二月十五日（日曜日）

午前十時三十分から十二時まで（受付開始午前十時）

主催

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

電話 〇九六六（三三）三七四

〇九六六（三三）三七四

※詳細は川辺川ダム砂防事務所のウェブサイトをご覧ください。